

4. 地方行財政改革・分野横断的な取組

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向） ⇒臨時財政対策債の発行額：3.3兆円（4.0兆円） （2019（2018）年度地方財政計画）</p> <p>⇒実質赤字比率：赤字団体数1（3） （2018年度（2017年度）） 連結実質赤字比率：赤字団体数0（1） （2018年度（2017年度）） 実質公債費比率：早期健全化基準以上団体数1（1） （2018年度（2017年度）） 将来負担比率：早期健全化基準以上団体数1（1） （2018年度（2017年度）） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7（11） （2018年度（2017年度））</p>	<p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表 ⇒団体毎に効果等を把握し、公表済</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務 ⇒18業務（18業務） （2019（2018）年度）</p> <p>○歳出効率化の成果 ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか ⇒団体毎に取組状況等を把握し、公表済</p> <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向）） ⇒収支：1兆2,600億円（9,028億円） 繰出金：2.9兆円（2.9兆円） （2018（2017）年度）</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 ⇒404（335）（2018（2017）年度） 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 ⇒227（214）（2018（2017）年度） （2）庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 ⇒484（421）（2018（2017）年度） （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 ⇒107（69）（2019年10月時点（2018年度）） モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 ⇒4（1）（2019年10月時点（2018年度））</p> <p>○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】 ⇒57.4%（47.9%） （2018（2017）年度） ○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】 ⇒982（938）（2018（2017）年度）</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>【再掲】（⇒22）</p> <p>2. 公営企業の抜本的な改革等の推進</p>

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向） ⇒臨時財政対策債の発行額：3.3兆円（4.0兆円）（2019（2018）年度地方財政計画） ⇒実質赤字比率：赤字団体数1（3）（2018年度（2017年度）） 連結実質赤字比率：赤字団体数0（1）（2018年度（2017年度）） 実質公債費比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 将来負担比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7（11）（2018年度（2017年度））</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向）） ⇒収支：1兆2,600億円（9,028億円） 繰出金：2.9兆円（2.9兆円）（2018（2017）年度）</p> <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向）） ⇒収支：1兆2,600億円（9,028億円） 繰出金：2.9兆円（2.9兆円）（2018（2017）年度）</p> <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向）） ⇒収支：1兆2,600億円（9,028億円） 繰出金：2.9兆円（2.9兆円）（2018（2017）年度）</p>	<p>○現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上） 【2020年度予算から対象団体の100%】 ※ 2018年内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定 ⇒下水道：60.0%（45.4%） 簡易水道：70.9%（64.6%）（2019（2018）年度）</p> <p>○水道 広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】 ⇒545（324）（2018（2017）年度） ○下水道 広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】 ⇒219（138）（2018（2017）年度）</p> <p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】 ⇒・再編・ネットワーク化 策定91（91）、実施42（36） ・地方独立行政法人 策定15（15）、実施12（9） ・指定管理 策定9（9）、実施9（7）（2018（2017）年度）</p>	<p>3. 下水道・簡易水道について、新たなロードマップを明確化し、公営企業会計の適用を一層促進</p> <p>4. 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進</p> <p>5. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向） ⇒臨時財政対策債の発行額：3.3兆円（4.0兆円） （2019（2018）年度地方財政計画） ⇒実質赤字比率：赤字団体数1（3） （2018年度（2017年度）） 連結実質赤字比率：赤字団体数0（1） （2018年度（2017年度）） 実質公債費比率：早期健全化基準以上団体数1（1） （2018年度（2017年度）） 将来負担比率：早期健全化基準以上団体数1（1） （2018年度（2017年度）） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7（11） （2018年度（2017年度））</p>	<p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証） ⇒補助金：2,891億円（2,792億円） 損失補償、債務保証：3.0兆円（3.2兆円） （2017（2016）年度）</p> <p>—</p> <p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 ⇒年度末までに把握予定</p> <p>○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 ⇒年度末までに把握予定</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数 ⇒855（645）（2018（2017）年度）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定・公表率【2018年度までに100%】 ⇒76.4%（2018年度）</p> <p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化 ⇒基盤強化期間中により分かりやすくなるよう工夫した上で見える化を実施予定</p> <p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」 ⇒試行調査を実施・結果を公表（2017年度決算分）</p> <p>○統一的な様式で公表した地方公共団体数 ⇒全団体（2017年度）</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【増加、進捗検証】 ⇒1,588団体（2016年度決算分）</p>	<p>6. 第三セクター等について経営健全化のための方針の策定・公表を推進</p> <p>7. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p> <p>8. 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握</p> <p>9. 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表</p> <p>10. 統一的な基準による地方公会計</p>

政策目標	KPI 第2階層	KPI 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向） ⇒臨時財政対策債の発行額：3.3兆円（4.0兆円）（2019（2018）年度地方財政計画） ⇒実質赤字比率：赤字団体数1（3）（2018年度（2017年度）） 連結実質赤字比率：赤字団体数0（1）（2018年度（2017年度）） 実質公債費比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 将来負担比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7（11）（2018年度（2017年度））</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 ⇒年度末までに把握予定</p> <p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】 ⇒70%（2018年度）</p> <p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】 ⇒2020年度実施予定の調査で2018、2019年度の分析事例を収集予定。</p> <p>—</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数 ⇒住民一人当たり行政コスト：全地方公共団体（全地方公共団体）（2017（2016）年度決算分）、ストック情報の「見える化」：34都道府県19指定都市884市区町村（8都道府県11指定都市342市区町村）（2017（2016）年度決算分）、予算・決算の対比：全都道府県・全指定都市（全都道府県・全指定都市）（2017（2016）年度決算分）、基準財政需要額等の内訳等の公開：総務省において公表済（2019年度）</p> <p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合【100%】 ⇒88%（83%）（2018（2017）年度）</p> <p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数（IPアドレス） 【増加】⇒283件（283件） ・月平均データダウンロード回数 【増加】⇒323回（427回）（2018（2017）年度） ※このほか、分析ツールの配布63件（2019年10月時点）</p> <p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】 ⇒国土交通省所管施設、学校施設が公表済（2019年度）</p>	<p>1 1. 地方財政の全面的な「見える化」</p> <p>1 2. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化</p> <p>1 3. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p> <p>1 4. 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向） ⇒臨時財政対策債の発行額：3.3兆円（4.0兆円）（2019（2018）年度地方財政計画）</p> <p>⇒実質赤字比率：赤字団体数1（3）（2018年度（2017年度）） 連結実質赤字比率：赤字団体数0（1）（2018年度（2017年度）） 実質公債費比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 将来負担比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7（11）（2018年度（2017年度））</p>	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証） ⇒各圏域において、圏域の特性を踏まえ設定されている成果指標（K P I）について、定期的なフォローアップ調査を実施。</p> <p>—</p> <p>○法定外税や超過課税による税金 ⇒超過課税：6,310億円（6,515億円） 法定外税：562億円（517億円）（2017（2016）年度）</p> <p>○地方税（地方譲与税を含む）の人口一人当たり税収額の都道府県間格差（最大／最小） ⇒2.3（2.3）（2017（2016）年度）</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】 ⇒連携中枢都市圏32（31）、定住自立圏124（123）（2019年10月1日現在（2018年度））</p> <p>—</p> <p>○法定外税や超過課税の導入団体及び件数 ⇒超過課税：1,081団体（1,082団体）、1,715件（1,717件）（2018（2017）年度） 法定外税：53団体（51団体）、62件（60件）（2019（2018）年度）</p> <p>—</p>	<p>15. 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等</p> <p>16. 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討</p> <p>17. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）</p> <p>18. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 2. 個性と活力ある地域経済の再生

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 個性と活力ある地域経済の再生</p> <p>【指標】 ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI（若い世代の正規雇用労働者等の割合、若者の就業率、女性の就業率等） ⇒KPI毎に進捗</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等） ⇒人口増減率：-0.3%（-0.3%）（2018（2017）年度）、年少者人口比率：12.5%（12.6%）（2018（2017）年度）、若年者就業率：55.1%（2015年度）、女性就業率：65.9%（2015年度）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度） ⇒地方税収入額：39.9兆円（39.4兆円） 地方債依存度：10.5%（10.2%）（2017（2016）年度）</p> <p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【2020年度以降の次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の検討に合わせて、定量的なKPIの設定を検討】 ⇒第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に合わせて、定量的なKPIを設定</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを旨とする】 ⇒33.3%（27.7%）（2019（2018）年度）</p> <p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】 ⇒4,787（4,177）（2018（2017）年度）</p>	<p>19. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>20. 地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 2. 個性と活力ある地域経済の再生

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 個性と活力ある地域経済の再生</p> <p>【指標】 ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種K P I（若い世代の正規雇用労働者等の割合、若者の就業率、女性の就業率等） ⇒K P I 毎に進捗</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P I の達成 （事前に設定したK P I を達成した事業数／交付金対象事業数） ⇒81.0%（84.3%） （2017（2016）年度実施事業）</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果（経済波及効果等） ⇒1,522億円（686億円） （2017（2016）年度実施事業）</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P I の設定 （K P I を設定した事業数／交付金対象事業数） ⇒全事業（全事業） （2019（2018）年度採択事業）</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した先駆的な事業の数 （「先駆タイプ」で採択された事業数） ⇒388事業（18事業） （2019（2018）年度採択事業）</p>	<p>2 1. 地方創生推進交付金の効果向上</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ⇒戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用を拡大を進める。 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化 ⇒デジタル手続法に基づいて、年内を目途に作成する政令において、添付書類の省略の対象及びその代替措置の指定を予定。</p>	<p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表 ⇒団体毎に効果等を把握し、公表済</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務 ⇒18業務（18業務） （2019（2018）年度）</p> <p>○歳出効率化の成果 ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか ⇒団体毎に取組状況等を把握し、公表済</p> <p>○A I ・ R P A の活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表 ⇒団体毎に効果等を把握し、公表済</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 ⇒404（335）（2018（2017）年度） 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 ⇒227（214）（2018（2017）年度） （2）庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 ⇒484（421）（2018（2017）年度） （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 ⇒107（69）（2019年10月時点（2018年度）） モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 ⇒4（1）（2019年10月時点（2018年度））</p> <p>○A I ・ R P A などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2020年度末までに300団体】 ⇒169（79）（2018（2017）年度）</p>	<p>2 2. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>2 3. I C T や A I 等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト削減を進める</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ⇒戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化 ⇒デジタル手続法に基づいて、年内を目途に作成する政令において、添付書類の省略の対象及びその代替措置の指定を予定。</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】 ⇒市区町村の情報システム経費：4,786億円（2017年度） ○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握 ⇒団体毎に効果等を把握済</p> <p>○生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】 ⇒344（272）（2018（2017）年度）</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【2018年9月時点20%⇒2020年度末100%】 ⇒37%（26%）（2019年9月17日現在（2018年度））</p> <p>○外部人材任用の方針決定後に検討 ⇒外部人材任用の方針決定後に検討</p> <p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】 ⇒市区町村の情報システム経費：4,786億円（2017年度） ○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握 ⇒団体毎に効果等を把握済</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】 ⇒1,067（950）（2018（2017）年度）</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】 ⇒407（357）（2018（2017）年度）</p> <p>○自治体CIO育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2019年度2回（10日間）、70名】 ⇒2回（10日間）、73名（2回（10日間）、69名）（2019（2018）年度）</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2019年度末までに約500団体】 ⇒554団体（2019年11月20日現在）</p> <p>○外部人材任用の方針決定後に検討 ⇒外部人材任用の方針決定後に検討</p> <p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】 ⇒1,067（950）（2018（2017）年度）</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】 ⇒407（357）（2018（2017）年度）</p>	<p>24. 自治体クラウドの一層の推進、IT人材の更なる確保・育成</p> <p>25. 自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ⇒戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用を拡大を進める。 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化 ⇒デジタル手続法に基づいて、年内を目途に作成する政令において、添付書類の省略の対象及びその代替措置の指定を予定。</p>	<p>○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減 ⇒（参考）重点分野における事業者の行政手続コスト（2017年度） 3億2162万時間</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進 ⇒43件（2018年度）</p> <p>○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数 ⇒既に省略可能：65、今後省略を実施予定：225、登記事項証明書（商業法人）に関するデータが入手できれば省略可能：1,693（2018年度） ○各種添付書類の省略が可能な手続数 ⇒既に省略可能：316、今後省略を実施予定：377、当該添付書類に関するデータが入手できれば省略可能：9,977（2018年度）</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後に施策調査を行い設定】 ⇒全都道府県の計画策定後に施策調査を行い設定</p>	<p>○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率） ※ 営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 ⇒（参考）重点分野における事業者の行政手続コスト（2017年度） 3億2162万時間</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ ⇒43件（2018年度）</p> <p>○各種添付書類の省略について検討に着手した手続数 ⇒12,592（2018年度）</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】 ⇒22（4）（2018（2017）年度）</p>	<p>26. 許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一、行政手続における添付書類の一括廃止、デジタル化・オンライン化</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ⇒戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化 ⇒デジタル手続法に基づいて、年内を目途に作成する政令において、添付書類の省略の対象及びその代替措置の指定を予定。</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進 ⇒2019年通常国会において社会保障分野の事務で戸籍関係情報の情報連携の対象への追加等に関する関連法が成立</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負担軽減 ⇒実施団体数：602（500）、実施団体の人口9,467万人（8,473万人）（2018（2017）年度）</p> <p>○マイナポータルを活用したデジタル3原則（デジタルファースト、ワンズオンリー、コネクテッドワンストップ）の推進 ⇒これらの理念を盛り込んだデジタル手続法が成立。 ○マイナポータルAPIの提供件数 【2021年度までに10機能のAPIを提供】 ⇒4件（3件）（2018（2017）年度）</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数 【2019年以降に2,000件以上】 ⇒1,200（853）（2018（2017）年度） ○情報連携の活用数 【2019年度以降に計1億件】 ⇒637万件（2018年度）</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口 【2019年度末に実施団体の人口1億人】 ⇒実施団体数：602（500）、実施団体の人口9,467万人（8,473万人）（2018（2017）年度）</p> <p>○子育てワンストップサービス（びったりサービス）の対応状況 【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について2019年度中に増加】 ⇒【取扱機関数】 ・サービス検索：1,551（1,545）団体 ・電子申請：909（883）団体 【ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数】 ・電子申請可能な手続数：8,881（8,660）手続数 （2018（2017）年度）</p>	<p>27. マイナンバー制度の利活用の促進等</p>

4-1 持続可能な地方行財政基盤の構築

持続可能な地方行財政基盤の構築を進めるため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や補助金の自由度を高める取組等を進める一方、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。また、見える化、先進・優良事例の横展開に取り組む。

	取組事項	実施年度		K P I				
		2019年度		第1階層	第2階層			
1	<p>先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映【再掲】（⇒22）</p> <p>【窓口業務改革等】 「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及・団体間比較を行いながら、業務手法の標準化を推進</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表 ※窓口業務のアウトソーシング実施率は22.6%（2018年4月時点（速報値））</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	⇒ 業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果を他の自治体へ波及するため、同プロジェクトの実施団体担当者を他の自治体が開催する行革勉強会等に講師として派遣し、横展開を図った。	⇒ 以下のとおり対応した。	⇒ 業務改革モデルプロジェクトにおいて取り組んだ窓口業務改革等については、BPRによる歳出効率化効果等を、団体の人口規模と併せて公表した。	⇒ 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表した。	⇒ 上記の行革の取組状況に関する調査において、全国の優良事例をとりまとめ、行革の取組状況と併せて公表した。	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング【208⇒416以上】 総合窓口の導入【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

持続可能な地方行財政基盤の構築

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築		<p>各地方公共団体への働きかけを通じ、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進</p> <p>これまでの取組及び地方公共団体の要望を踏まえ、標準委託仕様書等の取組の拡充を行う（窓口業務に関する民間委託が可能な25業務のうち取組拡充の必要性が特に高い、残り2業務の手順書を追加するとともに、その他の業務は実態把握に努めつつ引き続き検討する）</p> <p>上記の取組を含め、窓口業務の委託について、小規模団体をはじめ未実施団体における課題の分析を行うとともに、当該課題を解決して委託を実施した団体における各種ノウハウ等の把握を行い、その全国的な横展開を進める。そのための取組について、できるだけ早期に工程化</p>	<p>○標準委託仕様書等の全国展開（本年度の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40自治体に対し標準委託仕様書等の説明を実施（進捗状況） ・標準委託仕様書等を参考にする自治体数 69自治体⇒107自治体（令和元年10月時点） ・標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 1自治体⇒4自治体（令和元年10月時点） <p>○標準委託仕様書等の取組の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2業務の手順書を作成中（令和元年度末予定） <p>⇒ 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表を行った。また、同調査でとりまとめた行革の取組事例において、窓口業務のアウトソーシングに関する事例を掲載し、ノウハウ等の横展開を図った。</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数</p> <p>モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p>	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築	<p>・上記の状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p> <p>・地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。</p>	<p>【トップランナー方式等】 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の導入を検討</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映</p> <p>トップランナー方式に関する周知を推進 (ホームページに公表)</p> <p>《総務省》</p>	<p>⇒2019年度においては2016年度に導入した16業務のうち2業務及び2017年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見直しを実施。</p> <p>⇒窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討することとしており、2019年度においては導入しないこととした。</p> <p>⇒上位3分の1の自治体が達成している標準的な徴収率について、2016年度から基準財政収入額の算定に段階的に反映。2019年度は段階的反映の4年目。</p> <p>⇒トップランナー方式の取組内容について、2019年度算定を踏まえた内容に更新してホームページに公表済み。</p>		<p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持 続 可 能 な 地 方 行 財 政 基 盤 の 構 築	2 公営企業の抜本的な改革等の推進 公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。	経営戦略の策定及び見直し等を通じ、収入・支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進 経営比較分析表について、これまで順次公表してきた8分野に加え更なる公表分野の拡大や、廃止・民営化等の検討にも資するよう、2018年度までに追加した指標を含め必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進 《総務省》	⇒経営戦略の策定・改定を一層推進するため、2019年3月に「経営戦略策定・改定ガイドライン」を改訂するとともに、「経営戦略策定・改定マニュアル」を新たに策定し、活用を促している。 抜本的な改革の推進のため、改革の2018年度の具体的な取組状況を公表する（2019年10月）とともに、先進・優良事例集に新たな事例を追加し、公表した（2019年3月）。また、外部人材を活用するアドバイザー制度など人的支援の充実を図った。 ⇒2017年度決算に基づき、8分野の経営比較分析表を引き続き策定・公表する（2019年2月）とともに、新たに1分野の経営比較分析表の策定・公表（2019年度中）に向け検討中。	○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】 ○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築	3 下水道・簡易水道について、新たなロードマップを明確化し、公営企業会計の適用を一層促進	<p>2019年度までの間に、都道府県及び人口3万人以上の市区町村における重点事業（下水道、簡易水道事業）を中心に、公営企業会計の適用を推進</p> <p>2018年以内に策定する予定の新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても重点事業を中心に、公営企業会計の適用を一層推進</p> <p>（重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策（法制化等）について検討）</p> <p>《総務省》</p>	<p>⇒重点事業のうち簡易水道事業及び下水道事業（公共下水道事業及び流域下水道事業）について、2019年度までに公営企業会計を適用見込みの都道府県及び人口3万人以上の市区町村の割合は、95%を超えている（2019年4月1日時点）。</p> <p>⇒2019年1月に公営企業会計の適用拡大に係る新たなロードマップを示し、人口3万人未満の団体を含め、2023年度までの取組を要請した。</p> <p>特に小規模団体の取組が円滑に進むよう、以下の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営企業会計適用に関するマニュアルを改訂し（2019年3月）、作業手順を明確化するとともに、先行事例や質疑応答集等を追加・拡充 ・特に小規模な団体に対し、専門的知見を有するアドバイザーを集中的に派遣することでモデル的に支援（全国3グループ） ・公営企業会計適用に要する経費や都道府県による市町村への支援に要する経費に対する地方財政措置 	<p>○現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上）</p> <p>【2020年度予算から対象団体の100%】</p> <p>※2018年以内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
4	水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進	<p>【水道】 2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進</p> <p>都道府県を中心とした広域化の取組の推進</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進</p>	<p>⇒総務省において、「水道財政のあり方に関する研究会報告書」（2018年12月）を踏まえ、2019年度より広域化を行う場合の地方財政措置を拡充した。</p> <p>⇒改正水道法の施行(2019年10月)に伴い、「水道の基盤を強化するための基本的な方針」(厚生労働省告示)を公布し、各都道府県が作成する水道基盤強化計画のベースとなる「水道基盤強化計画」作成の手引き」等を同月公表した。</p> <p>⇒総務省及び厚生労働省の連名で、都道府県に対し、「水道広域化推進プラン」を2022年度までに策定するよう要請した(2019年1月)。策定を支援するため、マニュアルを策定し、周知したほか、都道府県の調整等に要する経費への地方財政措置を講じている。</p> <p>⇒広域化やPPP/PFI等の経営改革の先進・優良事例について、総務省HPに掲載している事例集(検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等を具体的に記載)に新たな事例を追加し、周知した(2019年3月)。</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(収支(改善の方向)、繰出金(抑制の方向))</p>
持続可能な地方財政基盤の構築	水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築		<p>【下水道】 2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進</p> <p>改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進</p> <p>2022年度までに各都道府県における広域化・共同化計画の策定を促進し、本計画に基づく広域化の取組を推進</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進</p> <p>≪総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省≫</p>	<p>⇒総務省において、「下水道財政のあり方に関する研究会中間報告書」（2018年12月）を踏まえ、2019年度より広域化・共同化を行う場合の地方財政措置を拡充した。</p> <p>⇒改正下水道法に基づく協議会が全国で5つ設置され、広域連携に向けた検討が進められている。</p> <p>⇒総務省、農林水産省、国土交通省及び環境省の連名で、都道府県に対し、2022年度までの策定を要請（2018年1月）した「広域化・共同化計画」の策定を推進するため、マニュアルを策定し、周知したほか、計画策定に対する補助や都道府県の調整等に要する経費への地方財政措置を講じている。</p> <p>⇒広域化や多様なPPP/PFI等の先進・優良事例について、検討のきっかけ、取組のプロセス、改革の効果額を含めて、総務省・国土交通省のウェブサイトでも周知するとともに、関連するガイドラインの公表等を行った（2019年3月）。</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築	5 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進・ 公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。	新公立病院改革プランの改定や着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等、2020年度までの集中的な改革を推進 経営改革進捗状況を定量的に把握するとともに、各取組の成果を検証 《総務省》	⇒新公立病院改革プランに基づき、2018年度に新たに19病院（延べ数）が再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を実施している（これまでの累計延べ81病院）。 ⇒経営改革の取組や成果を把握し、先進的な取組を総務省HPに掲載し、周知している。	○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））
	6 第三セクター等について経営健全化のための方針の策定・公表を推進 第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。	財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方公共団体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進 《総務省》	⇒2018年度末時点における経営健全化のための方針の策定状況を調査し、2019年7月に公表した（方針の策定率76.4%）。未策定の団体に対して速やかな策定を要請するとともに、策定済みの団体に対しては、経営健全化方針に基づく取組を着実に実施し、取組状況を公表するよう要請した。	○経営健全化のための方針の策定・公表率 【2018年度までに100%】	○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）
	7 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化 地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について見える化する。	地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、よりわかりやすく見えるよう工夫した上で見える化に取り組む 《総務省》	⇒基盤強化期間中によりわかりやすくなるよう工夫した上で見える化を実施予定	○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化	—

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
持続可能な地方行財政基盤の構築	8 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握	地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。	地方単独事業（ソフト）について、2018年度の委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、法令との関係を含めて「見える化」を推進 《総務省》	⇒ ○ 2017年度決算に関して、地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化するため、試行調査を実施・公表（2018年度末） ○ 2017年度決算分に引き続き、2018年度の試行調査の結果や検討会における議論の結果を踏まえ、2018年度決算に係る試行調査を発出済み	○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」	○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	9 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表	地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。	2018年度決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を更に促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す 《総務省》	⇒ ○ 2017年度決算に関して、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表・一覧化（2018年度末） ○ 2017年度決算分に引き続き、2018年度決算分の見える化を年度末までに実施予定	○統一的な様式で公表した地方公共団体数	○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	10 統一的な基準による地方公会計	統一的な基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。	統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で分析・公表する方策等を検討し、「見える化」を推進するとともに、資産管理向上に活用している取組事例の共有に取り組む（特に、基金の現状、固定資産台帳や公営企業・第三セクター等への出資明細等の整備など、比較可能な形で、情報公開の徹底・拡充を促進） 《総務省》	⇒ ○ 2016年度決算に関して、統一的な基準による地方公会計について、各地方公共団体が作成した財務書類の情報を取りまとめ、経年・団体間比較が可能な形で分析・公表（2018年度末） ○ 2016年度決算分に引き続き、統一的な基準による地方公会計の情報について、2017年度決算分の見える化を年度末までに実施予定	○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【増加、進捗検証】	○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築	11 地方財政の全面的な「見える化」	<p>住民一人当たり行政コストを公表し、決算情報の「見える化」を推進</p> <p>ストック情報を全面的に「見える化」</p> <p>e-Stat機能の活用状況等を踏まえ、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討するなど適切な措置を実施</p> <p>予算・決算の対比について、引き続き総務省において一覧性ある形で公表することにより、「見える化」を推進 政令指定都市以外の市について、公表手法を検討し、「見える化」に取り組む</p> <p>基準財政需要額の内訳等を公開して経年変化を充実し、交付税算定の「見える化」を推進 《総務省》</p>	<p>⇒住民一人当たり行政コストについて、2017年度決算分に引き続き、2018年度決算分の見える化を年度末までに実施予定</p> <p>⇒ストック情報の「見える化」については、2016年度決算分に引き続き、2017年度決算分の「見える化」を今年度実施（都道府県、指定都市分はすでに実施済み、市町村分は年内に公表予定）</p> <p>⇒決算情報の登録について、2017年度決算分に引き続き、2018年度決算分の確認後速やかに決算情報を登録するとともに、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討</p> <p>⇒予算・決算の対比について、2017年度決算分に引き続き、2018年度決算分の「見える化」を年度末までに実施予定（2018年度決算分から、政令指定都市以外の市についても対応を予定）</p> <p>⇒2019年度算定を踏まえた内容に更新してホームページに公表済み</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>
	12 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化	<p>国庫支出金のパフォーマンス指標を設定・見える化し、配分のメリハリ付けを促進する。</p> <p>所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促し、その取組状況について、内閣府HP内の経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースにおいて公表</p> <p>《内閣府、制度所管府省庁》</p>	<p>所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促し、その取組状況について、内閣府HP内の経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースにおいて年度内に公表。</p>	<p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合【100%】</p>	<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
持続可能な地方行政財政基盤の構築	13 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース	<p>同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。</p>	<p>「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の安定的な運用・保守、データの更新・整備、更なる利活用促進のための機能の改良・拡充を行うとともに、集録されたデータを用いた、類似団体間の比較等を行い、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』ポータルサイト」等において結果を公表</p> <p>《内閣府》</p>	<p>⇒2020年3月までに、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」について、利活用促進の観点から、HPの画面デザインの刷新やグラフの表示機能の追加等を行うべく、取り組んでいる。</p> <p>⇒2019年3月から、見える化分析促進のため「地域類型化ツール」の配布を開始。2019年10月時点で63の自治体等に配布した。</p> <p>⇒2019年12月までに、集録されたデータ等を用いた分析結果を「経済・財政と暮らしの指標『見える化』ポータルサイト」等において公表すべく、取り組んでいる。</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数 【増加】 ・月平均データダウンロード回数 【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数 【増加】</p>
	14 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討	<p>人口減少・高齢化の下、社会保障給付と負担の推計、学校施設や上下水道をはじめとするインフラ維持更新費の中長期見通し等も踏まえ、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討する。</p>	<p>長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しについて、作成・公表を進める（各取組については、社会资本整備等の取組事項7に記載）</p> <p>上記及び社会保障の将来見通しに関する議論を踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討</p> <p>《関係府省》</p>	<p>学校施設及び国土交通省所管施設については公表済みであり、その他の施設（社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農林水産省所管施設、一般廃棄物処理施設）についても、2019年度又は2020年度の公表に向けて作業を進めるとともに、今後の動向を検証している。</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】</p>	<p>—</p>

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
持続可能な地方財政基盤の構築	15 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等	<p>行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。</p>	<p>連携中枢都市圏の形成等に意欲を持つ団体に対し、個別に支援を実施。これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証 また、既に圏域を形成している団体についても、戦略的に圏域内の都市機能等を確保する取組等について支援を実施。その取組事例（サービスの維持向上・効率化などの成果等）に関する情報提供等による各圏域における取組の深化を促進 「連携中枢都市圏ビジョン」及び「定住自立圏共生ビジョン」における各圏域の特性を踏まえた成果指標（KPI）の設定を促進するとともに、指標の設定状況・達成状況を総務省において把握し、一元的に評価し公表 《総務省》</p>	<p>○ 連携中枢都市圏等をはじめとする多様な広域連携に係る先駆的な取組について、委託事業を実施するとともに、先進事例について、ホームページ等を通じて情報提供等を行っている。 ○ こうした取組の成果として、32の連携中枢都市圏と、124の定住自立圏が形成済み（2019年10月1日時点）。 ○ 各圏域では、圏域の特性を踏まえ、施策や事業に応じた成果指標（KPI）が設定されており、定期的にフォローアップ調査を行っている。</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】</p>	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）</p>
	16 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討	<p>基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討する。</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討 《総務省》</p>	<p>・地方制度調査会第3回総会（令和元年7月31日）において、中間報告がとりまとめられ、2040年頃の姿から逆算して、地域において対応が求められる変化・課題、また、これらの変化・課題に対応するために、国及び地方公共団体に求められる視点や方策について、広範な分野にわたって分野横断的に整理された。 ・引き続き、地方制度調査会では、人口減少に対応するために必要な地方行政体制のあり方について、調査審議が進められているところ。</p>	—	—

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
持続可能な地方行政財政基盤の構築	17 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）	地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援 《総務省》	法定外税及び超過課税の活用状況について、地方団体の担当者が集まる会議や研修等の機会に情報提供を実施。	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	○法定外税や超過課税による税収
	18 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築	地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。	地域間の税源の偏在の是正については、平成30年度(2018年度)与党税制改正大綱等に沿って、平成31年度税制改正において結論を得た上で、具体的な措置を講じる 《総務省》	令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置として特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。	—	○地方税（地方譲与税を含む）の人口一人当たり税収額の都道府県間格差（最大／最小）

4-2 個性と活力ある地域経済の再生

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、地方創生を推進するため、まち・ひと・しごと創生事業費について、頑張る地方の取組を支援する観点から、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進めるとともに、地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。これらのほか、各種関連施策により、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI（若い世代の正規雇用労働者等の割合、若者の就業率、女性の就業率等）の達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

	取組事項	実施年度		KPI	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
個性と活力ある地域経済の再生	19 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討 地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。 頑張る地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進める。	「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、2017年度から3年間で段階的に、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へシフト 《総務省》	⇒2017年度からの3年間の段階的シフトの最終年度として、2019年度においては、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ340億円シフト。	○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを旨とする】	○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等） ○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
個性と活力ある地域経済の再生	20 地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる 重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。	<p>地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開</p> <p>全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実</p> <p>法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進</p> <p>地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により重点課題として支援</p> <p>≪内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局≫</p>	<p>⇒全国6ブロックで研修会を開催するほか、平成31年1月には全国フォーラムを開催するなど地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流を実施。また優良事例の横展開のため、取組プロセスを整理した事例集を作成し配布。</p> <p>⇒「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業」（総務省）、「小さな拠点の形成に関する実態調査」（内閣府）を実施し、地域運営組織や小さな拠点の状況を一覧にして、HPで公表。</p> <p>⇒法人化促進のためのガイドブックによる普及啓発や小さな拠点税制の活用（平成30年8月）により、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。</p> <p>⇒地方創生推進交付金等の活用や地方交付税措置の重点課題対応分として、各地域での取組を支援</p>	○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】	○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【2020年度以降の次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の検討に合わせて、定量的なKPIの設定を検討】

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
個性と活力ある地域経済の再生	21 地方創生推進交付金の効果向上	<p>効果的な事業の採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択 <p>地方公共団体における検証体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証を実施 <p>先駆的な取組の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進 <p>必要予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度予算において、所要額を計上 <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>	<p>○ 地方公共団体からの申請に対し、左記の視点に基づき、適切に審査・採択を実施。</p> <p>○ 「地方創生事業実施のためのガイドライン」※（平成30年4月公表）について、更に事業が効果的に実施されるよう、これを改訂した（平成31年4月公表）。</p> <p>また、平成29年度から引き続き、有識者による検討委員会を設置のうえ、地方公共団体からの事業実施報告に基づき、効果検証を実施し、報告書を作成（平成31年4月公表）。</p> <p>※ 地方創生関係交付金を活用した新たな事業の企画・立案や、実施中の事業の効果検証などの参考にするための地方公共団体向けの手引き書</p> <p>○ 先駆的な取組の全国展開に向け、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成30年度版 地方創生関係交付金の活用事例集」の作成（平成31年4月公表） ・サテライトオフィスを活用したアウトリーチ（北海道、山形県、群馬県、山梨県、和歌山県、島根県、広島県、愛媛県、宮崎県 ※） ・地方説明会・相談会の実施（青森県、岩手県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県 ※） <p>※ 2018年6月～2019年9月の実績</p> <p>○ 2020年度予算概算要求において、2019年度を上回る1,200億円を要求しているところ。</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定（K P Iを設定した事業数／交付金対象事業数）</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した先駆的な事業の数（「先駆タイプ」で採択された事業数）</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成（事前に設定したK P Iを達成した事業数／交付金対象事業数）</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果（経済波及効果等）</p>
	地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。				

4-3 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けて、IT化と業務改革（その横展開を含む）を進めるため、マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示、先進的な業務改革の取組の横展開、自治体行政の様々な分野でのICTやAI等を活用した業務手法の標準化・コスト縮減など、国・地方での業務のデジタル化・標準化を推進する。

	取組事項	実施年度		KPI	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>22 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>・先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。 ・窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化</p>	<p>【窓口業務改革等】 「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及及団体間比較を行いながら、業務手法の標準化を推進</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表 ※窓口業務のアウトソーシング実施率は22.6%（2018年4月時点（速報値））</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>⇒ 業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果を他の自治体へ波及するため、同プロジェクトの実施団体担当者を他の自治体が開催する行革勉強会等に講師として派遣し、横展開を図った。</p> <p>⇒ 以下のとおり対応した。</p> <p>⇒ 業務改革モデルプロジェクトにおいて取り組んだ窓口業務改革等については、BPRによる歳出効率化効果等を、団体の人口規模と併せて公表した。</p> <p>⇒ 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表した。</p> <p>⇒ 上記の行革の取組状況に関する調査において、全国の優良事例をとりまとめ、行革の取組状況と併せて公表した。</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング【208⇒416以上】 総合窓口の導入【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>・上記の状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p> <p>・地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。</p>	<p>各地方公共団体への働きかけを通じ、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進</p> <p>これまでの取組及び地方公共団体の要望を踏まえ、標準委託仕様書等の取組の拡充を行う（窓口業務に関する民間委託が可能な25業務のうち取組拡充の必要性が特に高い、残り2業務の手順書を追加するとともに、その他の業務は実態把握に努めつつ引き続き検討する）</p> <p>上記の取組を含め、窓口業務の委託について、小規模団体をはじめ未実施団体における課題の分析を行うとともに、当該課題を解決して委託を実施した団体における各種ノウハウ等の把握を行い、その全国的な横展開を進める。そのための取組について、できるだけ早期に工程化</p> <p>【トップランナー方式等】 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の導入を検討</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映</p> <p>トップランナー方式に関する周知を推進（ホームページに公表） ≪総務省≫</p>	<p>○標準委託仕様書等の全国展開（本年度の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40自治体に対し標準委託仕様書等の説明を実施（進捗状況） ・標準委託仕様書等を参考にする自治体数 69自治体⇒107自治体（令和元年10月時点） ・標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 1自治体⇒4自治体（令和元年10月時点） <p>○標準委託仕様書等の取組の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2業務の手順書を作成中（令和元年度末予定） <p>⇒ 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表を行った。また、同調査でとりまとめた行革の取組事例において、窓口業務のアウトソーシングに関する事例を掲載し、ノウハウ等の横展開を図った。</p> <p>⇒2019年度においては2016年度に導入した16業務のうち2業務及び2017年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見直しを実施。</p> <p>⇒窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討することとしており、2019年度においては導入しないこととした。</p> <p>⇒上位3分の1の自治体が達成している標準的な徴収率について、2016年度から基準財政収入額の算定に段階的に反映。2019年度は段階的反映の4年目。</p> <p>⇒トップランナー方式の取組内容について、2019年度算定を踏まえた内容に更新してホームページに公表済み。</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	23 ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める 自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。	自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築する「自治体行政スマートプロジェクト」を創設・実施 AI活用が進められていない行政分野におけるクラウドサービスとしてのAI導入について開発実証を行い、導入に当たっての標準仕様書及び手順のとりまとめを行うとともに、効果が実証された行政分野におけるRPA等導入のために補助する「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」を実施 《総務省》	⇒今年度は8つの検討グループが、住基、税務等の基幹業務について、AI・RPA等のICTを活用した標準モデルの構築に取り組んでいる。 本事業を通じて構築した標準モデルを横展開し、全国的な業務プロセスの標準化を推進する。 ⇒AI導入の開発実証において、自治体からの公募を実施し、6自治体（3グループ）の採択を決定、2019年6月に実証開始。 RPA導入補助事業において、自治体からの公募を実施し、2019年6月に82自治体を採択候補として決定。	○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2020年度末までに300団体】	○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	24 自治体クラウドの一層の推進、IT人材の更なる確保・育成 自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。IT人材の更なる確保・育成に取り組む。	<p>助言通知（平成29年11月9日通知）に基づき市区町村が策定した今後のクラウド導入等計画の進捗を把握するとともに、必要に応じて地方公共団体の取組を支援し、クラウド未導入である要因を整理・分析</p> <p>地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、公表</p> <p>※情報システム運用コストについては継続的に把握する必要がある</p>	<p>平成31年3月に「地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針」等を取りまとめ、地方公共団体が自治体クラウドを効果的に導入できるよう取り組んでいる。</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、効果的な地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表を行うため地方公共団体向け調査及び算出・公表方法の検討を実施している。</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>自治体C I Oの育成(※)や、地域でのオープンデータの利活用を推進する職員の養成によって、IT人材の更なる確保・育成を推進</p> <p>※「自治体C I O育成研修」として、地方公共団体職員向け研修を実施し、地方公共団体における情報システムの適切かつ安全な管理、業務の効率化、効果的な地域情報化の展開などを推進 テキスト・カリキュラム(全体最適化、運営管理)の改訂を実施</p>	<p>自治体C I O育成研修については、8月・11月に自治大学校において研修を実施した。自治体職員73名が参加し、将来C I OあるいはC I Oチームの中核的役割を担うことのできる人材育成を目的とした研修を行った。オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修について、11月20日時点で554団体に対して研修を実施した。地方公共団体のオープンデータ取組率は、9月17日時点で37%(652自治体)に到達した。</p>	<p>○自治体C I O育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2019年度2回(10日間)、70名】</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2019年度末までに約500団体】</p>	<p>○生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【2018年9月時点20%⇒2020年度末100%】</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>自治体C I O・C I O補佐官に外部人材を任用した場合の有用性等の調査を実施し、方針を検討</p> <p>《総務省、内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室》</p>	<p>地方自治体における外部人材の任用と情報システム経費の関係を調査したところ、現段階においては、情報システム経費との関係に相関がみられないため、引き続き有用性等に関する調査を実施する。</p>	<p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p>	<p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p>
25	<p>自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。（再掲）</p>	<p>複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点課題として支援</p> <p>《総務省》</p>	<p>引き続き複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点課題として支援した。</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、効果的な地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表を行うため地方公共団体向け調査及び算出・公表方法の検討を実施している。（再掲）</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効果的なシステム調達等）を把握</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	26 許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一、行政手続における添付書類の一括廃止、デジタル化・オンライン化	<p>行政手続コストの削減に向けて、国と歩調を合わせ、地方公共団体による許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方を具体化するとともに、行政手続における添付書類を一括して撤廃するための取組を着実に推進する。また、デジタル化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体への支援を進める。</p> <p>2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減するため、各省の簡素化計画を点検（年間3億3千万時間（8千億円）の行政手続コストのうち、7千万時間（2千億円）の削減が実現する見通し（削減率22%））。今後とも、定期的の実績を評価し、対策の強化を要請。また、地方自治体に対しても行政手続コストの削減を要請するとともに、簡素化・オンライン化に積極的な地方自治体を応援</p> <p>地方自治体の区域を越えて広域的に活動する事業者にとって負担となっている、自治体間での手続上の書式・様式の違いについて、地方自治体と協議しつつ、書式・様式ごとに、各府省において統一・電子化などの改善方を検討し、必要な措置を実施</p>	<p>⇒2017年9月以降引き続き、規制改革推進会議行政手続部会において、事業者の行政手続コスト20%以上削減に向けて、各省の基本計画の進捗についてヒアリング等を実施。</p> <p>⇒2018年6月に、地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の改善方を閣議決定。そのうち、43件について、必要な改善方策を実施済み。</p>	<p>○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率）※営業の許可・認可に係る手続、社会保障に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ</p>	<p>○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>商業法人登記情報の連携開始に向けた各府省との調整を実施</p> <p>上記のほか、各種添付書類の省略に向けた検討</p> <p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画等に基づく各種支援策により、地方公共団体のデジタル化・オンライン化を推進</p> <p>《内閣府、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室》</p>	<p>2019年5月に成立したデジタル手続法に基づいて、年内を目途に作成する政令において、商業登記事項証明書を含む添付書類の省略の対象及びその代替措置の指定を予定。8月には、各府省に対して、登記事項証明書の添付省略の実施有無及びその開始時期等について調査を実施。</p> <p>都道府県の官民データ活用推進計画の策定にむけ、未策定団体へのヒアリング等を実施。2019年4月時点において22団体が計画を策定済み。</p>	<p>○各種添付書類の省略について検討に着手した手続数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】</p>	<p>○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数</p> <p>○各種添付書類の省略が可能な手続数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後に施策調査を行い設定】</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>27 マイナンバー制度の利活用の促進等</p> <p>戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う。マイナンバーカードについて、これを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価する。</p>	<p>戸籍事務等への番号利用事務の拡充等を含む改正マイナンバー法案を提出</p> <p>ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価</p> <p>〈内閣官房番号制度推進室、総務省〉</p>	<p>2019年通常国会において社会保障分野の事務で戸籍関係情報の情報連携の対象への追加等に関する関連法が成立した。</p> <p>各種証明書のコンビニ交付の実施団体602団体、実施団体の人口9,467万人まで増加した。(2018年度末現在)</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数 【2019年以降に2,000件以上】</p> <p>○情報連携の活用数 【2019年度以降に計1億件】</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口 【2019年度末に実施団体の人口1億人】</p> <p>○子育てワンストップサービス（びったりサービス）の対応状況 【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について2019年度中に増加】</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負荷軽減</p> <p>○マイナポータルを活用したデジタル3原則（デジタルファースト、ワンズオンリー、コネクテッドワンストップ）の推進</p> <p>○マイナポータルAPIの提供件数 【2021年度までに10機能のAPIを提供】</p>

5. 文教・科学技術

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p>【指標①】 O E C D ・ P I S A 調査等の各種調査における水準の維持・向上 ※ P I S A 2015: 科学リテラシー1位、読解力6位、数学リテラシー1位など、世界トップレベルの維持・向上 ※ 知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p>	<p>○少子化の進展（児童生徒数、学級数の減少等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等）に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 ※2019年度：50.7%→2021年度：100.0%</p> <p>○特別免許状授与件数 ※2016年度：延べ1,101件 →2021年度：延べ1,600件 ⇒延べ1,270件（2017年度）</p> <p>○外国語指導助手（A L T）等の配置状況 ※2017年度：12,912人（小学校） →2021年度：15,000人（小学校） ⇒13,044人（2018年度、小学校）</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合 ※2018年度：63.8%→2021年度：75%</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合 ※2018年度：59.7%→2021年度：70%</p> <p>○「運動部活動の在り方に関する方針」等に中学校について週2日以上の休養日を設定している都道府県の割合 ※2018年8月：60%→2021年度：100% ⇒100%（2019年3月）</p>	<p>1. 教育政策の実証研究（※）を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>※現在実施している実証研究を見直す ①学級規模等の影響効果 ②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析 ③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析 ④教員の勤務実態の実証分析</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進）</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（学校事務の共同実施）</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（部活動における外部人材や民間機関の活用）</p>

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p>【指標①】OECD・P I S A調査等の各種調査における水準の維持・向上 ※P I S A 2015:科学リテラシー1位、読解力6位、数学リテラシー1位など、世界トップレベルの維持・向上 ※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 ※2018年3月：児童生徒5.6人に1台 →2021年度：3人に1台 ⇒児童生徒5.4人に1台 [速報値] (2019年3月)</p> <p>○高等学校における規制改革特例措置活用による遠隔授業の実施校数 ※5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう、工程表を含む中間とりまとめを今年度末までに策定 ○小中高等学校における遠隔授業の実施自治体割合 ⇒22% (2018年度) ○統合型校務支援システムの導入率 ※2018年3月：52.5% →2021年：91% ⇒57.2% [速報値] (2019年3月)</p> <p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 ※2016年度：58% →2021年度：100% ⇒79% (2018年度) ○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合 ※2017年4月：4% →2021年4月：100% ⇒15% (2019年4月) ○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合 ※2016年5月：21.2% →2021年度：18% ⇒19.7% (2018年度)</p> <p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む） ※2018年度：44.7% →2021年度：100% ⇒53.2% (2019年度) ○地域課題に係る学習を単位認定している学校数 ※データなし、要調査 →2019年度の改革工程表改訂までに、現状値を調査の上、2021年度の目標を設定</p>	<p>2-2. 教育の情報化 ・教育の情報化 ・遠隔教育の推進 ・I C T活用による校務改善等</p> <p>3. 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進 ・統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進 ・各自自治体における公立学校施設の長寿命化に向けた施設計画の策定 ○廃校施設の活用促進</p> <p>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のP D C Aサイクルと「見える化」の推進</p>

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p>【指標②】教育の質の向上 ○2019年度の改革工程表改訂までに、卒業後の状況など学修成果等に関する具体的な指標（現状値や目標値を含む）を設定 ⇒就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上（2018年度実績：97.7%） 大学卒業者の就職・進学等率の向上（2017年度実績：92.2%） 学部の壁を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上（2016年度実績：37.3%）</p> <p>【指標③】（インプットに対する）被引用回数トップ10%論文数の増加 ※2019年の改革工程表改訂までに、CSTI等での議論を踏まえ、目標値を設定 ⇒2020年度までに総論文数に占めるTOP10%補正論文数の割合10%以上（運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数等に関する指標の将来の活用について第4期中期目標・中期計画策定までに検討）</p> <p>【指標④】企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円）</p>	<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍 810億円(2017年) ⇒896億円(2018年)</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上 約27%(2017年) ⇒26.5%(2018年)</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※2019年度の改革工程表改訂までに、具体的な指標（現状値や目標値を含む）を設定 ⇒運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、重点支援③16大学の加重平均値が前年度より増加(2019年度：コストあたりTOP10%論文数の16大学の加重平均：1億円あたり約1.2本→毎年度：前年度実績を上回る)</p> <p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※2017年度全大学平均：157千円 ⇒154千円（2018年度） ②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少 ⇒2020年3月末までに実績値を把握</p> <p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA（平均成績）、就職・進学率の状況 ※高等教育の修学支援新制度は2020年度から実施予定のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80% ※英語評価の制度改訂は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改正後に現状値を調査</p> <p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該階層の割合の増加と影響の把握・評価 ⇒700億円（2019年）</p> <p>○学部・研究科別のセグメント毎の予算管理を実施している大学数、これに基づき、教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数 ※（目標）2021年：すべての国立大学 ⇒全国立大学法人（2018年）</p> <p>○研究大学における外部理事を複数登用する国立大学法人数の増加 ※2017年度：5法人 ※2023年度までに研究大学における外部理事を複数登用する法人数を2017年度の水準（31%）から倍増 5法人、31%（2017年）⇒9法人、56%（2018年）</p> <p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2018年度予算：▲2%～+2% ⇒▲5%～+5%（2019年度）</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合（2017年度：26.3%→2020年度：半減） ⇒21.3%（2018年度）、16.9%（2019年度） ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2020年度：半減） ⇒20校（2018年度）</p> <p>○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件（シラバス、GPA（平均成績）等）の設定・適用状況 ※2019年度中に機関要件を設定 ⇒機関要件を設定済（2019年度）</p> <p>○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況 ※2019年度中に支援対象機関としない条件を設定 ⇒条件を設定済（2019年度）</p>	<p>5. 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し・国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加 ・大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化</p> <p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p>

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p>【指標⑤】 地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合： （目標）2021年度：50% ※都道府県：40.4%、指定都市：35.0%、市区町村：12.6%[速報値]（2018年度）</p>	<p>○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学者率等の変化を把握して評価</p> <p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 （目標）2021年度：100% ※都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値]（2018年度）</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担が見える化 ※2018年中に検討した「見える化」の方策に基づき、2019年以降「見える化」を推進</p> <p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数）→2021年度：2017年度比3倍増 ⇒16件（2018年度）</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件 ⇒256件（2018年度）</p>	<p>8. 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</p> <p>9. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</p>

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 イノベーション創出による歳出効率化等 ⇒EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。</p> <p>【指標①】世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上 ※2018年度は第6位 ※評価指標の変更によって、順位が変動する可能性があることに留意が必要 ⇒第7位（第6位）（2019年（2018年））</p> <p>【指標②】被引用回数トップ10%論文数の増加 ※2019年の改革工程表改定までに、CSTI等での議論を踏まえ、目標値を設定</p> <p>【指標③】企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円 （2014年度実績：1,151億円） ⇒1,431億円（1,361億円）（2018年（2017年））</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件） ⇒15,798件（13,832件）（2017年（2016年））</p>	<p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ⇒25,451件（23,021件）、608億円（526億円）（2017年（2016年））</p> <p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 ※共用システムを構築した研究組織数（2018年度：70→2020年度：100） ⇒70（2018年度）</p>	<p>10. 国民の生活の質の向上、歳出の効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決に資する研究開発を推進 ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) ・官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)等</p> <p>11. 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</p> <p>12. 大型研究施設の最大限の産学官共用を図る ・大型研究施設の産学官共用の促進 ・大学等の研究設備・機器等の共用</p>

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 イノベーション創出による歳出効率化等 ⇒EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。</p> <p>【指標①】世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位維持・向上 ※2018年度は第6位 ※評価指標の変更によって、順位が変動する可能性があることに留意が必要 ⇒第7位（第6位）（2019年（2018年））</p> <p>【指標②】被引用回数トップ10%論文数の増加 ※2019年の改革工程表改定までに、CSTI等での議論を踏まえ、目標値を設定</p> <p>【指標③】企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円 （2014年度実績：1,151億円） ⇒1,431億円（1,361億円）（2018年（2017年））</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件） ⇒15,798件（13,832件）（2017年（2016年））</p>	<p>○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用 ○2020年度までに国立大学・研究開発法人内利用の開始を実現 ⇒エビデンスシステムの構築中</p> <p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ⇒統合イノベーション戦略2019を策定（2019年） ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ⇒25,451件（23,021件）、608億円（526億円）（2017年（2016年）） ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加 ⇒▲1%（2016年） ○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水準から倍増 ⇒1.17倍（0.93倍）（2018年（2017年））</p>	<p>13. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</p> <p>14. 政府事業・制度等のイノベーション化の推進</p> <p>15. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す ・経済財政諮問会議とCSTI等の関係司令塔の連携による、第5期科学技術基本計画の着実な推進（「統合イノベーション戦略」の着実な実施） ・ムーンショット型研究開発制度の創設・推進 ・官民研究開発投資の拡大【2020年度：官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上】 ・業績に応じた処遇の実現と年俸制の導入による若手の活躍促進と人材流動性向上 ・科学技術・イノベーションの担い手の育成（AI人材等の育成、STEMの推進等）</p>

文教・科学技術 3. 官民一体となったスポーツ・文化の振興

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 官民一体となったスポーツ・文化の振興 ⇒スポーツ・文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、スポーツ・文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。</p> <p>【指標】 企業等から・文化機関・スポーツ機関への投資額 ※2025年の文化とスポーツの市場規模：33兆円</p>	<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円 →2021年度：3,800億円 ⇒2,892億円（2018年度）</p> <p>○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円 →2020年：10兆円、2025年：15兆円 ⇒（株）日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。</p> <p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※2016年度：9.6%→上昇 ⇒2018年度：5.6%</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※2016年度：国立美術館 約8.5億円 国立文化財機構 約7.5億円 →増加 ⇒2018年度：国立美術館 約7.7億円 国立文化財機構 約8.3億円 2017年度：国立美術館 約6.8億円 国立文化財機構 約7.3億円</p> <p>○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円 →（目標）2025年までに18兆円（GDP比3%程度）に拡大</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度 ⇒55.1%（2018年度）</p> <p>○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上による公的負担の軽減を図る。 ⇒2019年3月までに新たに設計・建設段階に入った案件は10件程度。この他、構想・計画段階にあるスタジアム・アリーナは全国に80件以上が存在。</p> <p>○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170 ⇒118（2019年）</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人 ⇒195万人（2018年度）</p> <p>○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学 ⇒26大学（2019年）</p> <p>○UNIVAS加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p> <p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る ⇒約49.5億円（2017年度） 約43.1億円（2018年度）</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※26年度：約1.3億人 ⇒約1.4億人（2017年度）</p> <p>○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7% ⇒2018年：3.2%</p>	<p>16. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進 ・スポーツによる地域活性化の推進 ・大学横断・競技横断的統括組織の設立等を通じた大学スポーツの振興 ・スタジアム・アリーナ改革の推進</p> <p>17. 民間資金を活用した文化施策の推進 ・民間資金等による文化財の保存・活用の推進 ・国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理 ・アート市場の活性化</p>

6-1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

少子化の進展する中で、教育の質の維持・向上、効率化を図るため、教職員定数の中期見通しを策定するとともに、学校における働き方改革を推進する。また、学校施設の長寿命化、学校事務の共同実施、教育の情報化等について推進する。さらに、国立大学法人運営費交付金の戦略的な配分割合増加等を進めるとともに、私学助成について、教育の質や経営力に応じたメリハリ付けを行う。加えて、教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを確立する。これらにより、OECD・PISA調査等の各種調査における教育水準の維持・向上を目指す。

	取組事項	実施年度		KPI	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	1 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定 少子化の進展や厳しい財政状況等の中での教育の質の向上を図るため、教育政策の実証研究を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しを策定する。	2018年度までの教育政策に関する実証研究の分析結果を踏まえ、分析手法等の見直し・追加調査を実施 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫ 公立小中学校の教職員定数の中期見通しを各都道府県・指定都市に周知・共有 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	専科指導を実施する小学校等の先導的な学校を対象として、義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究（学校・教育委員会へのヒアリングや参与観察等を含む）を実施。 昨年度末に中期見通しに関する事務連絡を各都道府県・指定都市に発出するとともに、担当者会議において周知・共有。 公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画について把握。	○少子化の進展（児童生徒数、学級数の減少等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等）に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合	○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100% ○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100% ○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50% ○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%
	2 学校における働き方改革、教育の情報化 学校における働き方改革に向け、英語・プログラミング等の分野での特別免許状教員等の外部人材の拡充、部活動における外部人材や民間機関の活用など学校と地域の連携・協働を進める。 学校事務の共同実施、教育の情報化等について、KPIを掲げ工程化して推進する。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の多彩な外部人材の適正配置を促進することにより、教員の負担軽減を図るとともに、学校の教育力を向上。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫ 学校事務の共同実施の実態を踏まえ、成果や課題を整理 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫ 運動部活動・文化部活動改革の取組状況に係るフォローアップを行い、地域の実情に応じて外部人材や民間機関の活用を促進 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の多彩な外部人材の拡充。 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査の中で、学校事務の共同実施に関する実態についても調査。 運動部活動・文化部活動改革の取組状況に係るフォローアップ調査を行い、地域の実情に応じて外部人材や民間機関の活用を促進予定。	○特別免許状授与件数※2016年度：延べ1,101件→2021年度：延べ1,600件 ○外国語指導助手（ALT）等の配置状況※2017年度：12,912人（小学校）→2021年度：15,000人（小学校） ○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合※2018年度：63.8%→2021年度：75% ○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合※2018年度：59.7%→2021年度：70% ○「運動部活動の在り方に関する方針」等に中学校について週2日以上休養日を設定している都道府県の割合※2018年8月：60%→2021年度：100%	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>〔 教育の情報化 〕</p> <p>〔 遠隔教育の推進 〕</p> <p>〔 ICT活用による校務改善等 〕</p>	<p>「未来の学びコンソーシアム」における教材情報を含む実施事例の掲載等により、教材開発を促進するとともに、教員研修の際の活用を図る ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p> <p>モデル事業を通じ、遠隔教育に係る実践例を積み重ねるとともに、好事例を普及・展開 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p> <p>ICT活用による校務改善等、学校現場の業務改善に関する実証研究を行い、好事例を全国へ普及・展開 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p>	<p>教材情報を含む実施事例や「未来の学び プログラミング教育推進月間」（みらプロ）における民間企業と連携した指導案等の掲載を行うとともに、「小学校プログラミング教育に関する研修教材」の公表を行い、各教育委員会等に周知。</p> <p>モデル事業の成果を踏まえ、遠隔教育を行う目的・接続先等を基に、必要な機材や授業形態等を整理・分類しているところ。引き続き好事例の創出に向け、実践を継続。</p> <p>統合型校務支援システムの共同調達・共同利用のノウハウを整理するとともに、効果的な業務改善に資する運用ルールの策定及び効果検証を継続して実施しているところ。</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 ※2018年3月：児童生徒5.6人に1台 →2021年度：3人に1台</p> <p>○高等学校における規制改革特例措置活用による遠隔授業の実施校数 ※5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう、工程表を含む中間とりまとめを今年度末までに策定</p> <p>○小中高等学校における遠隔授業の実施自治体割合 ※具体的な目標値を設定予定</p> <p>○統合型校務支援システムの導入率 ※2018年3月：52.5% →2021年：91%</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5% →2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2% →2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85% →2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21% →2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55% →2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47% →2021年度：70%</p>
	<p>3 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進</p> <p>学校施設について先進・優良事例の横展開を含め長寿命化に向けた施設計画策定や学校統合、廃校施設の活用促進に一体的に取り組む。</p> <p>〔 統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進 〕</p> <p>〔 各自治体における公立学校施設の長寿命化に向けた施設計画の策定 〕</p> <p>〔 廃校施設の活用促進 〕</p>	<p>学校の規模適正化・適正配置に関する好事例を創出しつつ、全国展開するとともに、2018年度中に公表する都道府県ごとの検討状況などを踏まえ、各自治体における取組を促す ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p> <p>学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に関する解説書を周知するとともに、事業採択にあたっては2019年度から計画策定状況を勘案することにより、各自治体における長寿命化計画の策定及び計画に基づく施設整備の推進を促す ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p> <p>2018年度調査を踏まえ、現状や課題を分析したうえで、廃校施設活用の好事例を全国展開し、各自治体の取組を推進 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p>	<p>2018年度に公表した都道府県ごとの検討状況を踏まえ統合による魅力ある学校づくりのモデル等をWebサイトに掲載するとともに、学校魅力化フォーラムを開催して好事例を公表することで各自治体の取組を促進。</p> <p>⇒2019年3月に、学校施設の長寿命化計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介する事例集を作成・公表。また、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書等を用いて、計画の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催。各自治体における長寿命化計画に基づく施設整備の推進を促す。</p> <p>⇒2019年3月に、廃校施設活用の好事例を掲載した事例集を作成・公表した。また、2019年9月に廃校活用を推進するイベントを開催、200人以上が参加し、廃校の現状や活用方法についての理解を深めた。</p>	<p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合※2016年度：58% →2021年度：100%</p> <p>○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合※2017年4月：4% →2021年4月：100%</p> <p>○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合※2016年5月：21.2% →2021年度：18%</p>	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>4 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</p> <p>地域振興の核としての高等学校の機能強化 地方から大都市圏への人口移動の大宗を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み（地域人材エコシステム）を構築する。</p>	<p>実践例の収集・分析、好事例の普及・展開により高等学校と地域社会の連携を促進</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p>	<p>地域との協働による高校教育改革推進事業を実施し、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を展開。</p>	<p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む） ※2018年度：44.7%→2021年度：100%</p> <p>○地域課題に係る学習を単位認定している学校数 ※目標値を設定予定</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100%</p> <p>※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80%</p> <p>※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p>

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>5 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理</p> <p>（教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善。国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加）</p> <p>（大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化）</p>	<p>外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コストあたり質の高い論文数など、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分（配分対象額700億円。なお、重点支援評価は300億円。これらをあわせると1,000億円）。</p> <p>夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した教育研究の成果に係る客観・指標及び評価について検討。</p> <p>《文部科学省》</p> <p>一国立大学法人の下で複数の大学を運営するために必要な制度や国立大学に複数の外部理事を任命するために必要な制度改正等を実施</p> <p>《文部科学省》</p> <p>私立学校のガバナンス強化や、学部単位での事業譲渡が円滑に行われるための運用改善を図る</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>令和元年度予算において、1,000億円は配分済</p> <p>成果に係る指標による配分対象割合・再配分率を順次拡大。</p> <p>制度改正の活用も含めた組織再編の事例等を収集し各国立大学に周知</p> <p>運用の改善の活用も含め連携統合の事例等を収集し、各私立大学に周知</p>	<p>教育研究に係る客観・共通指標及び評価について検討中。</p> <p>2019.5月国立大学法人法を改正し外部理事について制度改正済</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80% ※認証評価の制度改正は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改正後に現状値を調査</p> <p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価。</p> <p>○学部・研究科別のセグメント毎の予算管理を実施している大学数、これに基づき、教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数 ※（目標）2021年：すべての国立大学</p> <p>○研究大学における外部理事を複数登用する国立大学法人数の増加 ※2017年度：5法人 ※2023年度までに研究大学における外部理事を複数登用する法人数を2017年度の水準（31%）から倍増</p>	<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※2019年度の改革工程表改訂までに、具体的な指標（現状値や目標値を含む）を設定</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>6 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の取組を後押しする。国立大学法人運営費交付金等について、P D C Aの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加を進めるとともに、私学助成について、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化を図る。</p>	<p>メリハリある配分方法への見直し（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標導入、特別補助の交付要件見直し等の配分見直しを導入）</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2018年度予算：▲2%～+2%</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合（2017年度：26.3%→2020年度：半減） ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2020年度：半減）</p>	<p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※2017年度全大学平均：157千円</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少⇒2020年3月末までに実績値を把握</p>
	<p>7 学生への就学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>学生への就学支援においては、教育の質が保証され、社会のニーズがある大学等を対象に、支援が必要な学生に適切な支援を重点的・効率的に行う。</p>	<p>○「支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件」及び「教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件」を設定し、これらの要件を満たすことの確認を受けた大学等を高等教育の修学支援新制度の対象機関とすることとする。</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>○2019年6月に制定した、大学等における修学の支援に関する法律施行規則において、「授業計画書（シラバス）の作成、G P Aなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること」等の要件を設定するとともに、「直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス」、「直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス」、「直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満」の3点いずれにも該当する場合は対象機関としないこととした。2019年9月には、国及び地方公共団体による審査の結果、要件を満たすことの確認を受けた大学等（2,789校）を高等教育の修学支援新制度の対象機関として公表した。</p>	<p>○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件（シラバス、G P A（平均成績）等）の設定・適用状況</p> <p>○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況</p>	<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のG P A（平均成績）、就職・進学率の状況 ※高等教育の修学支援新制度は2020年度から実施予定のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>8 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</p> <p>私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう、財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。</p>	<p>財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、地方自治体との連携を強化し、2018年に策定した「見える化」の方策に基づき、①これまでの公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての当該大学の経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」、を推進</p> <p>《文部科学省、総務省、都道府県、市町村》</p>	<p>財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、地方自治体との連携を一層強化し、「見える化」を一層推進</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見える化 ※2018年中に検討した「見える化」の方策に基づき、2019以降「見える化」を推進</p>	<p>○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学率等の変化を把握して評価</p>
	<p>9 ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</p> <p>「第3期教育振興基本計画」に基づき、幼児教育から高等教育、社会人教育までライフステージを通じた教育政策全体について、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえつつエビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを確立する。文部科学省及び地方自治体においては、コストや成果を含む関連データの徹底的な見える化、全国学力・学習状況調査など自治体所有データの幅広い研究者による利用の円滑化を進める。文部科学省においては、関係府省と連携しつつ、教育政策全般にわたる実証研究の設計や分析結果の検証を行う体制の構築、ロジックモデルの構築による政策目標と施策との関係の合理的設計等を進める。</p>	<p>教育政策全般にわたる実証研究の設計や分析結果の検証を行う体制の構築 《文部科学省》</p> <p>データ収集・活用の促進に向けた調査データベースの在り方の検討 《文部科学省》</p> <p>全国学力・学習状況調査に関する貸与 《文部科学省》</p> <p>各地方公共団体における教育施策のPDCAサイクルに係る現状把握 《都道府県、市町村》</p>	<p>・2018年10月の文部科学省組織再編において教育分野等におけるEBPM推進担当課を新設。新設課を中心に、国立教育政策研究所とも連携したEBPM推進等に関する相談体制を構築するほか、教育分野の特性を踏まえた手法の整理や第3期教育振興基本計画のフォローアップ手法確立に向けた検討を進めている。</p> <p>・データ収集・活用の促進に向け、各調査・統計において活用可能な統一コード（学校番号）の検討を進め、データベースの構築に向けた基盤整備を進めている。</p> <p>・2018年度から開始した全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与について、初年度の実績を踏まえてガイドラインの改訂を行い、貸与対象データの拡大に加え、手続きの簡素化も1年前倒しで進めた。</p> <p>・都道府県・指定都市・市町村教育委員会に対して教育政策のPDCAサイクルに係る取組状況等に関する調査を行っており、先進的な事例については国立教育政策研究所とも連携して情報収集・分析を進める予定。</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数）→2021年度：2017年度比3倍増 ○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件</p>	<p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 （目標）2021年度：100% ※都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値](2018年度)</p>

6-2 イノベーション創出による歳出効率化等

世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けた官民研究開発投資の拡大を目指すため、予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産官学共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設については、官民共同研究等の新たな仕組みで推進する。さらに、科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上を図る。こうした取組等を通じて、我が国のイノベーション創出の推進を目標とする。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
		第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間		
イノベーション創出による歳出効率化等	<p>10 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決に資する研究開発を推進</p> <p>国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決等に資する研究開発を推進する。</p> <p>〔 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 〕</p> <p>〔 官民研究開発投資拡大プログラム (PRISM) 〕</p>	<p>SIP第2期(2018年度～2022年度)については、総合科学技術・イノベーション会議が、社会的に不可欠で我が国の経済・産業競争力にとって重要な課題、予算配分等をトップダウンで決定。府省連携・産学官連携の下、基礎研究から社会実装までを見据えて一貫通貫で研究開発を実施。現在、Society5.0の実現に資する12の課題を推進中。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>PRISMを推進することで、ターゲット領域※1(民間研究開発投資誘発効果が高い領域等)へ各省施策を誘導。</p> <p>※1:2018年度のPRISM創設に当たり、以下の3領域を設定済み。</p> <p>様々な分野で活用されるAIの基盤となる「サイバー空間基盤技術」、「フィジカル空間基盤技術」、国土強靱化に貢献する「建設・インフラ維持管理技術/防災・減災技術」</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>2018年8月までに12課題の研究開発計画を策定し、年度末には厳格な課題評価を実施し、各課題について、SIPの目的に一層合致したものとなるよう改善を求めるとともに、評価結果に基づき、メリハリをつけて2019年度の予算配分を実施。2019年度においては、評価結果を踏まえて見直した研究開発計画に基づく研究開発を推進している。</p> <p>2018年度においては、建設・インフラ維持管理技術/防災・減災技術、スマート農業、創薬、研究開発を通じたIT人材の育成に係る取組に重点配分を実施。</p> <p>2019年度においては、CSTIが策定する各種戦略等を踏まえ、各府省庁の事業の加速等により、官民の研究開発投資の拡大等を支援。</p>	<p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2015年度:21,000件、467億円→2021年度:2015年度比2倍)</p> <p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実実施許諾件数の5割増加(2020年度:年間15,000件)</p>	
	<p>11 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</p> <p>民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進する。</p>	<p>次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップにより推進</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p>	<p>2018年7月、文部科学省において地域・産業界のパートナーを選定。2019年度は、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、施設の整備に着手。</p>		

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
		第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間		
イノベーション創出による歳出効率化等	12 大型研究施設の最大限の産学官共用を図る 予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産学官共用を図る。	SPring-8やSACL A、スーパーコンピュータ「京」(※「京」:2019年8月シャットダウン 「富岳」(ポスト京):2021～2022年共用開始)等、我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設の整備・共用を行い、最大限の産学官共用を着実に実施 ≪文部科学省≫ 大学等が有する研究設備・機器等を有効活用するための研究組織内共用システムについて展開し、複数大学、高専、公設試等が連携した研究機器相互利用ネットワークを構築 ≪文部科学省≫	2018年度は、第5期科学技術基本計画に基づき、大型研究施設の整備・共用を行い、産学官共用を着実に実施。 2019年度は、8月にスーパーコンピュータ「京」をシャットダウンし、「富岳」(ポスト京)の開発に着手するなど、引き続き我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設の整備・共用を行い、産学官共用を着実に実施。 2018年度までに、文部科学省先端研究基盤共用促進事業(新たな共用システム導入支援プログラム)を通じて70研究組織で共用システムを構築。 2019年度より文部科学省先端研究基盤共用促進事業(研究機器相互利用ネットワーク導入実証プログラム)を新設し、大学、高専、企業、公設試等が連携した研究機器相互利用ネットワークの実現に向けた実証に着手。	○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 ※共用システムを構築した研究組織数(2018年度:70 →2020年度:100)	○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加(2020年度:年間15,000件)
	13 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る 科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上を図る。	第5期科学技術基本計画レビュー、第6期科学技術基本計画の策定に活用 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫ エビデンスシステムの政府内利用の開始。EBPMを的確に実施することにより、イノベーションや経済成長に貢献 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫	エビデンスシステムとして5つの機能に着目し可視化・分析することのできるシステム構築中。2019年度内に一部機能の政府内利用を開始する予定。	○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用 ○2020年度までに国立大学・研究開発法人内利用の開始を実現	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
イノベーション創出による歳出効率化等		第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間		
	14 政府事業・制度等のイノベーション化の推進 政府事業・制度等のイノベーション化を進める。	<p>イノベーション化を促進するための総合科学技術・イノベーション会議の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府事業・制度等のイノベーション化の促進に係る調査・分析機能の強化 各府省庁所管の事業・制度等の見直し案の提案 <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>・公共調達における先進技術の導入や中小・ベンチャー企業活用促進</p>	<p>○CSTIIによるイノベーション化の先導及び各府省庁による取組拡大</p> <p>2020年度予算におけるイノベーション化の促進に向けて、科学技術イノベーションを導入する余地がありそうな2019年度予算事業を所管する省に対し、その具体例を示しつつイノベーション化の検討を提案。それらのうち一部の事業は、2020年度予算概算要求においてイノベーション化された事業として要求が行われた。</p> <p>また、先進技術の国内外での社会実装等を促進するため、イノベーションに係る情報の集約・分析等に係る調査を実施中。</p> <p>○公共調達における先進技術の導入や中小・ベンチャー企業活用促進</p> <p>「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」を策定。</p> <p>更に、関係府省庁が連携し、政府調達の活用を含めた事業化支援の推進等を図るため、日本版SBIR制度の見直しの検討に着手。</p>	<p>○「第5期科学技術基本計画」 「統合イノベーション戦略」 に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】</p> <p>※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍）</p> <p>○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加</p> <p>○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水準から倍増</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p>

取組事項	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
	第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間		
<p>15 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す</p> <p>世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けて、官民研究開発投資の拡大を目指す。 「Society 5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「第5期科学技術基本計画」及び「統合イノベーション戦略」に基づき、官民を挙げて研究開発を推進する。 未来の科学技術・イノベーションの担い手の教育に当たっては、STEM、プログラミング、英語について世界トップレベルの学力の獲得を目指す。特に、STEMについては、人材育成や教員養成・確保を図るとともに、このための戦略を定め、目標を明らかにし、工程化して進める。</p> <p>〔経済財政諮問会議とCST I等の関係司令塔の連携による、第5期科学技術基本計画の着実な推進（「統合イノベーション戦略」の着実な実施）〕</p> <p>〔ムーンショット型研究開発制度の創設・推進〕</p>	<p>Society 5.0の実現に向け統合イノベーション戦略推進会議等を通じ、関係省庁・司令塔組織の横断的かつ実質的な調整を推進。 「統合イノベーション戦略2019（仮称）」を策定 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>ムーンショット型研究開発制度の創設 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>○統合イノベーション戦略推進会議等 統合イノベーション戦略推進会議にて、関係省庁・司令塔組織との連携の下、「AI戦略」「バイオ戦略」を2019年6月に決定するとともに、「量子技術イノベーション戦略」について中間整理を実施。 2019年6月に「統合イノベーション戦略2019」を閣議決定。 当戦略に基づき、スマートシティについて、府省連携の取組を推進し、2019年8月に内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省が官民連携プラットフォームを設立。</p> <p>○ムーンショット型研究開発制度 有識者会議を4回開催し目指すべき未来像及びその実現に向けた野心的な目標例の提言を受けた（3～7月）。 ムーンショット国際シンポジウム（12月開催予定）での議論を踏まえ、CST I本会議で目標を決定する予定。</p>	<p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加 ○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水増し水準から倍増</p> <p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p>	

イノベーション創出による歳出効率化等

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
イノベーション創出による歳出効率化等	<ul style="list-style-type: none"> 〔官民研究開発投資の拡大【2020年度：官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上】〕 〔業績に応じた処遇の実現と年俸制の導入による若手の活躍促進と人材流動性向上〕 〔科学技術・イノベーションの担い手の育成（AI人材等の育成、STEMの推進等）〕 	<p>第5期科学技術基本計画レビュー実施。 第6期科学技術基本計画の策定に向けた準備 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>「AI戦略パッケージ」策定及びそれに基づく人材育成の取組を推進 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>○科学技術基本計画 総合科学技術・イノベーション会議の下に設置された基本計画専門調査会において、第5期科学技術基本計画レビュー及び第6期科学技術基本計画策定に向けた議論を開始。</p> <p>○AI 「AI戦略2019」を令和元年6月に策定。戦略に基づき人材育成の取組を推進。</p>	<p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加 ○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水増しから倍増</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p>

6-3 官民一体となったスポーツ・文化の振興

スポーツ市場、文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大を図るため、官民一体となったスポーツ・文化の振興を推進する。このため、スタジアムアリーナ改革の推進など、民間資金も活用したスポーツ施策を推進するとともに、民間資金による文化財の保護・活用を推進する。これらにより、2025年度の文化産業とスポーツを合わせた市場規

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
官民一体となったスポーツ・文化の振興	16 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進				
	<p>受益者負担にも配慮しつつ、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入などを増加させる方策を検討し、これら収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、P D C Aを構築し、しっかり評価する。スタジアム・アリーナ改革等を通じたスポーツの成長産業化、日本版N C A A創設等の大学スポーツの振興、スポーツツーリズムをはじめとするスポーツを核とした地域活性化など、スポーツ全般にわたって民間資金の活用を推進する。</p>				
	<p>〔スポーツによる地域活性化の推進〕</p>	<p>官民が連携したプロモーション展開、有用情報の集約・拡散、地域連携の促進等の実施。地域スポーツコミッション※2を展開 ※2：地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、地域活性化に取り組む組織 《文部科学省、都道府県、市町村》</p>	<p>2019年9月にインバウンド向けデジタルプロモーションを実施するとともに、10～3月にかけて各地域が行うスポーツツーリズムの取組や地域連携を促進するためのセミナーやシンポジウムを複数回開催。また、5地域の地域スポーツコミッションの活動を支援。</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度</p> <p>○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上による公的負担の軽減を図る。</p> <p>○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人</p>	<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円→2021年度：3,800億円</p> <p>○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円→2020年：10兆円、2025年：15兆円</p>
	<p>〔大学横断・競技横断的統括組織の設立等を通じた大学スポーツの振興〕</p>	<p>学生の学業充実や安全に競技スポーツを実践するための基盤的環境の整備に取り組む一般社団法人大学スポーツ協会（略称：U N I V A S）の取組みを着実に実施 《文部科学省》</p>	<p>大学トップ層の理解の醸成や大学スポーツアドミニストレーター配置の促進等の取組に対して連携して実施</p>	<p>○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学</p>	
<p>〔スタジアム・アリーナ改革の推進〕</p>	<p>官民連携のポイント等をまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」、基本構想・基本計画段階における望ましい検討手順を示した「スタジアム・アリーナ運営・管理計画ガイドライン」の普及。先進事例の形成 《文部科学省》</p>	<p>ガイドブック等の普及を目的とした説明会を全国で10回開催予定。先進事例の形成はこれまでに10地域の支援を行い、本年度は新たに4地域を支援中</p>	<p>○U N I V A S加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p>		
		<p>スタジアム等の地域にもたらす効果の検証手法について検討 《文部科学省》</p>	<p>検証手法開発のため、スタジアム・アリーナが地域にもたらす経済的・社会的効果のロジックモデルを2地域で実証予定</p>		

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
官民一体となったスポーツ・文化の振興	17 民間資金を活用した文化施策の推進 <p>受益者負担にも配慮しつつ、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入などを増加させる方策を検討し、これら収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。</p>				
	〔 民間資金等による文化財の保存・活用の推進 〕	文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、民間企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施 <small>《文部科学省》</small>	国立文化財機構文化財活用センターにおいては、東京国立博物館所蔵の文化財等について、民間企業と連携した取組により複製等を製作、新たな展示手法を検討	○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る ○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※26年度：約1.3億人	○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※28年度：9.6%→上昇 ○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※28年度：国立美術館 約8.5億円、国立文化財機構 約7.5億円→増加
	〔 国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理 〕	国立美術館や博物館は、経営努力として認定された自己収入により、収蔵品の修理、多言語化や外国人向けコンテンツの充実を図る <small>《文部科学省》</small>	国立博物館・美術館における取組を参考にしながら、公立などの博物館美術館の自立した取組を促進	○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7%	○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円→（目標）2025年までに、18兆円（GDP比3%程度）に拡大
	〔 アート市場の活性化 〕	アート市場の活性化に向けた民間資金の活用方策を検討 <small>《文部科学省》</small>	前年度までの取組状況を踏まえ、具体的取組を検討		

6. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

6-1 先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体を実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。

また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）	《社会保障分野》				
	1	糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（社保-1）			
	2	認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（社保-2）			
	3	企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進（社保-16）			
	4	保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-17）			
	5	元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開（社保-21）			
	6	在宅看取りの先進・優良事例の分析と横展開（社保-24）			
	7	国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-30 ii）			
	《社会資本整備分野》				
	8	効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-6）			
9	総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）				
10	立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）				

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）	《地方行財政改革・分野横断的な取組等》					
	11	水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進（地財-4）				
	12	ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト削減を進める（地財-23）				
	《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》					
	13	統計に関する官民コストの削減	各府省は、統計コスト削減計画に基づき、オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等による報告者負担の軽減等の取組を実施することにより、統計コストの削減に取り組む。 総務省は、「公的統計の整備に関する基本的計画」（2018～2022年度）に基づき、前年度における各府省の取組のフォローアップを実施するとともに、各府省の取組状況を統計委員会に報告する。 《総務省、各府省庁》	⇒2018年度から、各府省は統計コスト削減計画に基づき、オンライン調査の推進、記入項目数の削減等による報告者負担の軽減等の取組を実施。総務省において、2018年度における各府省の取組状況のフォローアップを実施したところ、各府省の統計コスト削減計画に記載された報告者負担の軽減に関する取組のうち約45%を実施しており、2019年9月、当該フォローアップ結果を統計委員会に報告した。	○オンライン調査を導入した統計調査の数【増加】 ⇒2021年度に把握予定 ○データベース化を実施した統計の数【増加】 ⇒113統計(2018年度) ○利活用状況を踏まえた上での記入項目の削減を実施した統計調査の数【増加】 ⇒22統計(2018年度)	○官民における統計に関する作業時間【2020年度末までに、統計に関する官民コストを2割削減】 ⇒2021年度に把握予定
		統計の作成・報告・利用の負担を2割削減するなど、統計分野の業務の効率化の取組を徹底する。				

6-2 インセンティブ改革（頑張る系等）

国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
インセンティブ改革（頑張る系等）	《社会保障分野》				
	14	予防・健康づくりに頑張ったものが報われる制度の整備（社保-5）			
	15	保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-17）			
	16	第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策の検討（社保-33）			
	17	国保の普通調整交付金について見直しを検討（社保-41）			
	《社会資本整備等》				
	18	PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）			
	19	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）			
	20	PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）			
	《地方行財政改革・分野横断的な取組等》				
21	地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討（地財-19）				
《文教・科学技術等》					
22	私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
インセンティブ改革（頑張る系等）	<<歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）>> 23 多様・包括的な公民連携（PPP）の推進、インセンティブの導入				
	多様・包括的な公民連携（PPP）を推進し、サービスの質と効率性を高めるとともに、成功報酬型を含め、地方自治体に取組を促すインセンティブを導入する。	意欲ある地方公共団体における成果連動型民間委託契事業の案件組成に向けて、地方公共団体及び中間支援団体に対する具体的な支援策を検討し、実施するとともに、国庫補助や地方交付税措置の点検等を行う。 <<内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省>>	⇒内閣府においては、医療・健康、介護及び再犯防止の重点3分野における成果連動型民間委託契約方式の普及を進めるための2022年度までの具体的なアクションプランを関係省庁と協力して策定する予定。また、分野横断的な観点から成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進するため、国内外の先進事例等について調査している。今後、今年度中にその成果を基にポータルサイトを構築する予定。 ⇒法務省においては、民間資金等を活用した成果連動型民間委託契約方式の再犯防止活動への導入に向け、本年度、省内プロジェクトチームを設置して、コンサルティング会社と連携しながら案件組成のための調査研究を実施している。 ⇒厚生労働省においては、平成29年度から本年度まで保健福祉分野における成果連動型民間委託契約方式のモデル事業を実施しており、その結果を踏まえて、必要な対応を検討していく。 ⇒経済産業省においては、新規性が高く波及効果の見込まれる案件候補の組成支援を実施している。また講演やセミナーを通じて意欲ある自治体等における案件組成人材の育成を実施している。	○支援策を実施した事業の件数【増加】 ⇒21件(7件)2018年度(2017年度) ○国庫補助や地方交付税措置の点検等を行った事業の割合【増加】 ⇒67%(2018年度)	○組成された事業の件数【増加】 ⇒19件(6件)2018年度(2017年度) ○成果指標を達成した事業の割合【増加】 ⇒55%(67%)2018年度(2017年度)

6-3 見える化

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
見える化	《社会保障分野》					
	24	地域別の取組や成果について進捗管理・見える化、進捗の遅れている地域の要因を分析、保険者機能の一層の強化を含め更なる対応の検討（社保-30 i）				
	25	国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-30 ii）				
	26	介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進（社保-32）				
	《社会資本整備等》					
	27	インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）（社資-2）				
	28	総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）				
	29	立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）				
	30	既存ストックの有効活用（社資-17）				
	《地方行財政改革・分野横断的な取組等》					
	31	地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握（地財-8）				
	32	地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表（地財-9）				
	33	統一的な基準による地方公会計（地財-10）				
	34	国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化（地財-12）				
	35	地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-20）				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化	36 自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-25）				
	《文教・科学技術等》				
	37 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し（文教-5）				
	38 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）				
	39 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け（文教-8）				
	40 ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立（文教-9）				
	41 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る（文教-13）				
	《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》				
42 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース（地財-14）					

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化	<p>43 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立</p> <p>各分野において、標準化された包括的プラットフォームの構築を進めることなどにより、客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立する。</p>	<p>統計改革推進会議最終取りまとめ、世界最先端「国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、骨太の方針2017・2018等を踏まえ、各府省の政策立案総括審議官等が各組織におけるEBPM推進の取組を主導するとともに、これらから成るEBPM推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体のEBPMの浸透・定着を図る。</p> <p>《内閣官房行政改革推進本部事務局》</p>	<p>⇒2018年6月以降、①各府省の政策立案総括審議官等を対象に府省横断勉強会を3回開催、延べ100人以上が参加、②EBPMの実践における各府省からの依頼・要望に応じ、行革が助力を依頼している参考人（有識者）を交え、具体的な事例を用いた勉強会等を延べ20回以上開催するなど、EBPMの思考プロセス等について各府省の理解を深め、必要な支援を実施。また、EBPM推進委員会を2回開催し、各府省の取組状況を共有するなど、政府全体のEBPMの浸透・定着に向け、各府省の積極的な取組を促進。</p>	<p>○行政改革推進本部事務局による各府省のEBPMの推進に対する支援の状況（相談・助言対応数⇒22件（2018年度）、EBPM推進委員会等関係会議開催数⇒3回（2018年度）、府省横断勉強会等研修開催数⇒3回（2018年度）、EBPMイントラネットホームページアクセス数⇒22,100回（2018年度））</p>	<p>○EBPMの実例創出の報告数⇒31件（2018年度）</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化	44 統計リソースの確保、政府統計の一体性と信頼性の向上	<p>「公的統計の整備に関する基本的計画」(2018～2022年度)に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。</p> <p>総務省・統計委員会において、既存の政府統計全般を対象に、民間部門の業務改革で活用されているBPR手法を活用した統計棚卸しを実施することにより、統計の精度向上等を図る。</p> <p>BPR手法を活用した統計棚卸しによる改善事例の共有や、優良な統計業務プロセスの横展開を行う。</p> <p>統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、推奨事例の横展開に取り組む。</p> <p>統計法改正を踏まえ、適切な調査票情報の提供に向けた環境整備を行う。</p> <p>《総務省、各府省庁》</p>	<p>⇒「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」(令和元年7月18日統計委員会)に基づき、各府省において予算及び機構・定員を要求中。</p> <p>⇒毎月勤労統計調査の不適切事案を受け、「統計棚卸し」を所掌していた統計業務プロセス部会を発展的に改組した「点検検証部会」において、不適切事案の再発防止や統計の品質向上等の観点から、すべての基幹統計と一般統計調査を対象として点検検証を行った。</p> <p>その結果を踏まえ、統計委員会において、今後の再発防止及び品質向上等のための改善策等として「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」(令和元年9月30日)が取りまとめられ、総務大臣に建議されたところ。今後、統計委員会において、改善策等の取組状況について継続的にフォローアップをしていくこととしている。</p> <p>⇒2019年度中に推奨事例を把握する予定。</p> <p>⇒統計法改正を踏まえ、関係ガイドラインを改正。新たに設けられた調査票情報の提供状況等に関する公表制度を踏まえ、必要なデータを集めたポータルサイトを開設。</p>	<p>○統計職員数 ⇒1,948人(1,942人)2019年度(2018年度)</p> <p>○統計棚卸しの対象となった統計の数 ⇒281統計(2018年度)</p> <p>○BPR手法を活用した統計棚卸しによる改善事例の共有や、優良な統計業務プロセスの横展開を行った事例数 ⇒公的統計の不適切事案を受け、統計委員会点検検証部会設置に伴い中断中</p>	<p>○統計棚卸し等を実施した統計の数 ⇒公的統計の不適切事案を受け、統計委員会点検検証部会設置に伴い中断中</p>
	必要となる人員等のリソースの計画的確保等を含め統計改革を推進し、政府統計の一体性と信頼性の向上等統計の改善を進める。				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化	45 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上	<p>統計研究研修所において、統計人材育成のためのオンライン研修等の充実・強化に取り組む。</p> <p>統計局において、社会人や小・中学生等を対象とした統計リテラシー向上のためのインターネット上のコンテンツの充実に取り組む。</p> <p>教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。</p> <p>統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を行い、地域の大学と都道府県との連携を促進する。</p>	<p>⇒統計研究研修所において、オンライン研修について、受講利便性の向上を目的とした研修システム等の改修を行うとともに、統計研修の充実・強化に向けた研修体系の見直しについて検討を進めている。</p> <p>⇒統計局において、統計データを視覚的にわかりやすく提供する「統計ダッシュボード」や、小・中学生向けの統計データ検索サイト「キッズすたっと」のデータ拡充を行うなど、コンテンツの充実を図っている。また社会人向けとして、インターネットを通じた講座「データサイエンス・オンライン講座」の年間を通じた提供を行うとともに、講座内容の充実を図っている。</p> <p>⇒全国の教員を対象とした統計指導者講習会を開催するとともに、統計研究研修所と滋賀大学が連携協力し、教育関係者向けセミナーを共催した。また、高校生・大学生等を対象とした「統計データ分析コンペティション」を統計局と（独）統計センター等で共催したほか、児童向け講座としては、「子ども統計プログラミング教室」を、都道府県等と連携し、前年より開催都市数を拡大して実施した。</p> <p>⇒学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた地方公共団体の先行的な取組について、事例収集・ヒアリング等を行い、他の地方公共団体に共有した。また、ブロック別統計主管課長会議等において取組を促した。</p>	<p>○統計研修の年間修了者数【増加】 ⇒3,609人(2,509人)2018年度(2017年度)</p> <p>○インターネット上のコンテンツへのアクセス数【増加】 ⇒6,681万件(3,907万件)2018年度(2017年度)</p> <p>○地方統計職員業務研修（中央及び地方）の開催回数 ⇒84回(87回)2018年度(2017年度)</p> <p>○統計分析講習会（中央及び地方）の開催回数 ⇒244回(299回)2018年度(2017年度)</p>	<p>○地方統計職員業務研修（中央及び地方）の修了者数 ⇒2,897人(2,940人)2018年度(2017年度)</p> <p>○統計分析講習会（中央及び地方）の修了者数 ⇒11,869人(14,312人)2018年度(2017年度)</p>
	地方公共団体を含め、社会全体としての統計リテラシーを高める。				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化		<p>高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講座等の充実及び専門職大学院等への講師派遣を行う。</p> <p>都道府県及び市町村において統計事務に従事する職員に、業務上必要とされる知識及び技術を習得させるため、総務省政策統括官（統計基準担当）において地方統計職員業務研修を実施。</p> <p>統計データ等に基づく地方における地域分析実務の充実・強化を図るため、地域分析にかかる中央研修を総務省政策統括官（統計基準担当）において実施するなど、都道府県が行う統計教育を支援。</p> <p>《総務省、各府省庁》</p>	<p>⇒滋賀大学と連携・協力し、大学生や社会人向けの講座（データサイエンス・オンライン講座等）の充実を行うとともに、総務省からデータサイエンス教育やデータに基づく政策立案等の研究のため、管理職職員を大学に派遣している。</p> <p>⇒平成31年4月に中央研修を実施し、地方統計職員業務研修の積極的な実施を促した。</p> <p>⇒統計データアナライズセミナーを令和元年9月に開催し、都道府県の職員が自らの都道府県において、地域分析実務の充実・強化を推進することを支援するとともに、地域分析が効果的な政策立案に活用された成果を出前講座等で広く一般に周知することで統計リテラシーの向上を図ることを促した。</p>		

6-4 公的サービスの産業化

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公 的 サ ー ビ ス の 産 業 化	《社会保障分野》				
	46	予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進（社保-15）			
	《社会資本整備分野》				
	47	PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）			
	48	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）			
	49	PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）			
	《地方行財政改革・分野横断的な取組等》				
	50	先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映（地財-22）			
《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》					
51	多様・包括的な公民連携（PPP）の推進、インセンティブの導入（歳出-23）				

6-5 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
既存資源・資本の有効活用等による歳出改革	《社会資本整備等》				
	52	PPP/PI 推進アクションプランの推進（社資-10）			
	53	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）			
	54	PPP/PI 推進のための地方公共団体への支援（社資-12）			
	55	既存ストックの有効活用（社資-17）			
	56	所有者不明土地の有効活用（社資-18）			
	《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》				
57	電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資等に有効活用	<p>経済的価値を踏まえた電波利用料の一層の適正化等を内容とする電波法の改正法案を提出する(2018年度)とともに、IoT時代の課題に対応するために、5G等のICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備などを推進。</p> <p>《総務省》</p>	<p>⇒電波利用料の一層の適正化等を内容とする改正電波法は、2019年度に成立・施行。5G等のICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備等については、令和元年度予算において推進。</p>	<p>○携帯電話サービスエリア外の解消等、電波利用料対象事業について設定するKPI ⇒2020年度に把握予定</p>	-

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
既存資源・資本の有効活用等歳出改革	<p>58 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> <p>官民ファンドについては、政策的観点からの有効性や収益見通し等を監督官庁及び出資者において不断に確認しつつ、民業補完にも配慮した適切な支援決定、KPIの設定等を通じ、より効率的かつ効果的な活用を進める。あわせて、ファンド・機関の統合による業務の効率化等を通じた収益構造の改善を推進するとともに、使用見込みの低い政府出資金及び剰余金については遅滞なく国庫納付・配当等を行う。</p>	<p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融資分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁が累積損失解消のための数値目標・計画を策定し、2019年4月までに公表。</p> <p>数値目標・計画と実績の乖離が認められる場合には改善目標・計画を2019年度末までに策定・公表。</p> <p>各官民ファンドが設定するKPIについて所要の見直しを行う。</p> <p>《財務省及び官民ファンド監督官庁》</p>	<p>⇒官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融資分科会における指摘を踏まえ、(株)海外需要開拓支援機構、(株)農林漁業成長産業支援機構、(株)海外交通・都市開発事業支援機構、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構及びこれらの監督官庁が、累積損失解消のための数値目標・計画を策定し、2019年4月に公表した。</p> <p>⇒2019年4月に公表した数値目標・計画と実績の乖離を検証するため、各官民ファンド及び監督官庁において上記計画の進捗状況を2019年11月に公表した。</p> <p>⇒「官民ファンドの運営に係るガイドライン」について、官民ファンドの運用状況を適時適切に評価、検証するためのKPIの見直し等の改正を2019年11月に実施。 各官民ファンドにおいて、来年度から上記改正を踏まえた新しいKPIに基づく評価を開始できるよう作業を実施。</p>	<p>○数値目標・計画策定のファンド数・割合 ⇒4ファンド・100%(2019年度)</p> <p>○累積損失解消のファンド数・割合 ⇒0ファンド・0%(2018年度)</p>	

6-6 公共調達改革

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
	<p>《社会資本整備等》</p> <p>59 ICTの活用(i-Constructionの推進)(社資-1)</p> <p>60 インフラデータの有効活用(i-Constructionの推進)(社資-2)</p> <p>61 効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-6)</p> <p>《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大(本文)》</p>				
公共調達の改革	<p>62 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</p> <p>防衛調達に関して、実効的な防衛力を整備し費用対効果の更なる向上を図るため、装備品単価の不断かつ徹底した低減、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善、まとめ買い・民生品利用等による調達手法の工夫、外国製装備品の調達における価格の透明性確保と精査及び技術移転の促進、新規後年度負担の適切な管理といった調達改革等を通じて防衛予算の一層の効率化・合理化を徹底する。</p>	<p>「新経済・財政再生計画」(骨太方針2018)及び中期防衛力整備計画(令和元年度～令和5年度)を踏まえ、各種取組を推進し、引き続き防衛力整備の一層の効率化・合理化を図る。</p> <p>i) 長期契約を活用した装備品等及び役務の調達、維持・整備方法の見直し、装備品のまとめ買い、民生品の使用・仕様の見直し、原価の精査などの装備調達の最適化、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直しなどを推進する。外国製装備品の調達における価格の透明性の確保等、調達の効率化・合理化を推進し、新規後年度負担の適切な管理を行う。</p>	<p>⇒ i) 防衛省は2018年12月に策定された新たな防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画において、格段に厳しさを増す財政状況の中で一層の効率化、合理化を徹底した防衛力整備に努めることとしており、従来の取組に加え、費用対効果の低いプロジェクトの見直しにも取り組んでおり、令和元年度予算に際しては、約4,159億円の縮減を行っている。</p>	<p>○各種取組による装備品取得経費の縮減 ⇒4,159億円(1,970億円)2019年度(2018年度)</p> <p>○プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】 ⇒プロジェクト管理重点対象装備品等18品目(17品目)・準重点管理対象装備品等6品目(3品目)・管理対象装備品等12品目(12品目)2019年度(2018年度)</p>	<p>○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額 ⇒4,159億円(1,970億円)2019年度(2018年度)</p> <p>○現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】 ⇒プロジェクト管理重点対象装備品等5品目(7品目)・準重点管理対象装備品等2品目(2品目)(取得プログラムの分析及び評価を行った17品目(15品目)のうち)2019年度(2018年度)</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共調達の改革		<p>ii) プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象品等の取得プログラムを着実に推進する。</p> <p>iii) 各国との防衛装備・技術協力を推進する。</p> <p>iv) 契約制度研究会での議論を含めた契約制度の改善を検討する。また、インセンティブ契約の適用を推進する。</p> <p>≪防衛省、防衛装備庁≫</p>	<p>⇒ ii) 2015年度以降、プロジェクト管理を実施する対象装備品等として選定した17品目のプロジェクト管理重点対象装備品等と3品目の準重点管理対象装備品等に加え、2019年8月に新たに1品目のプロジェクト管理重点対象装備品等と3品目の準重点管理対象装備品等を選定するとともに、プロジェクト管理の実施に当たっての基本となる計画（取得戦略計画及び取得計画）を策定した。</p> <p>また、プロジェクト管理重点対象装備品等及び準重点管理対象装備品等として選定した20品目の装備品等のうち、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を除く19品目について、取得プログラムの分析及び評価を実施した。</p> <p>⇒ iii) 2019年1月に日伊官民防衛産業フォーラム（於ローマ）を、2019年2月には日印官民防衛産業フォーラム（於ベンガルール）を開催し、二国間の防衛装備政策や調達制度の理解、産業間協力を促した。</p> <p>2019年4月にイタリアとの日伊防衛装備品・技術移転協定が発効し、日伊間の防衛装備・技術協力における法的枠組みが設定された。</p> <p>2019年5月にベトナムと防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書に署名し、防衛装備・技術協力の促進を図った。</p> <p>⇒ iv) 契約相手方にコストダウンのインセンティブを与え、且つコスト上昇を官民協力して抑制する制度として、共同履行管理型インセンティブ契約制度を2019年6月25日に制定した。</p> <p>また、今年度内に、業界団体に対し、インセンティブ契約推進のための説明会を実施する予定。</p>	<p>○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】 ⇒8件(7件)2018年度(2017年度)</p> <p>○インセンティブ契約の適用件数【増加】 ⇒33件(26件)2018年度(2017年度)</p>	<p>○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】 ⇒8件(8件)2018年度(2017年度)</p> <p>○インセンティブ契約適用による低減額【増加】 ⇒3.3億円(2.5億円)2018年度(2017年度)</p>

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
公共調達の改革	63 中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用等	<p>中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用等を進めるとともに、先端技術等を公共事業や社会保障事業等の政府事業・制度等に取り込むことにより、社会実装の後押しや歳出の効率化を図る。</p> <p>〔 中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用促進 〕</p> <p>〔 公共事業や社会保障事業等への先端技術等の導入による政府事業・制度等のイノベーション化 〕</p>	<p>第5期科学技術基本計画期間（2016年度～2020年度）</p> <p>2018年度中に策定する「公共調達における中小・ベンチャー企業の活用促進に係るガイドライン」（仮称）の普及・展開等の実施。</p> <p>イノベーションを促進するための総合科学技術・イノベーション会議の機能強化。 ・政府事業・制度等のイノベーションの促進に係る調査・分析機能の強化 ・各府省庁所管の事業・制度等の見直し案の提案</p> <p>◀内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）▶</p>	<p>⇒「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用促進に係るガイドライン」を策定。 更に、関係府省庁が連携し、政府調達の活用を含めた事業化支援の推進等を図るため、日本版SBIR制度の見直しの検討に着手。</p> <p>⇒2020年度予算におけるイノベーション化の促進に向けて、科学技術イノベーションを導入する余地がありそうな2019年度予算事業を所管する省に対し、その具体例を示しつつイノベーション化の検討を提案。それらのうち一部の事業は、2020年度予算概算要求においてイノベーション化された事業として要求が行われた。 また、先端技術の国内外での社会実装等を促進するため、イノベーションに係る情報の集約・分析等に係る調査を実施中。</p>	<p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ⇒統合イノベーション戦略2019を策定（2019年）</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍】 ⇒25,451件(23,021件)、608億円(526億円)2017年度(2016年度)</p> <p>○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加 ⇒▲1%（2016年）</p> <p>○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2013年度の水準から倍増 ⇒1.17倍(0.93倍) 2018年度(2017年度)</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件） ⇒15,798件(13,832件)2017年度(2016年度)</p>

6-7 その他

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
その他	<p>《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》</p>				
	<p>64 満足度・生活の質を示す指標群の構築</p> <p>国民の満足度、生活の質の向上が実現されるよう、満足度・生活の質を示す指標群を構築するとともに、各分野のK P Iに関連する指標を盛り込む。</p>	<p>指標群を精緻化（分野別満足度の指標群の精緻化、調査方法の多様化）し、満足度をベースとしたK P Iの設定・活用について検討するとともに、指標群の普及・啓発活動を行う。</p> <p>《内閣府》</p>	<p>⇒2019年7月に満足度・生活の質を表す指標群（ダッシュボード）を内閣府ウェブサイト上に公表。</p>	<p>○2019年度までに満足度指標を『経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト』に導入。 ⇒2019年11月に『経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト』上に公表</p>	<p>○2021年度までに指標群の精度向上（相関係数・決定係数の2018年度比30%向上） ⇒2019年度の決定係数 0.628</p>
	<p>《地方行財政改革・分野横断的な取組等》</p>				
	<p>65 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化（地財-7）</p>				